丸山眞男先生の平和思想

ゼミ生としての想いに重ねて (第一九回 丸山眞男文庫記念講演会 2019.12.7)

堀 尾 輝 久

I はじめに 自己紹介

みなさんこんにちは。お寒い中をありがとうござ います。お招きいただきました丸山センターのみな さんにも感謝申し上げます。この会は丸山眞男文庫 ―東京女子大の大学の一つの組織の中に含まれても いると思いますけれども、そういう大事な研究セン ターができまして、丸山さんがこの大学のお近くに 住まわれていたこともあって、ご自分のお持ちの図 書や原稿等々全部寄贈されたのですよね。それで丸 山文庫というものができているのですけれども、今 日お集まりのみなさんもこのセンターの主催の講演 会、これは毎年続けられているわけで、それで関心 を持ちになって毎年きているという、まさに丸山 ファンの方もいらっしゃると思います。それから今 日は、またちょっと毛色の違った、堀尾が何かしゃ べるらしい、堀尾というのは教育をやっていたのだ けれども、なんで丸山眞男なんだろう、なんか歌ば かり歌ってたけれども何を話すんだろうとか (笑)、 そういう関心を持って聞きにきてくださった方もい らっしゃると思います。それで、どこに焦点をすえ てお話しすればいいかというのが実は懸念の一つな のですけれども、そういういろんな方がいらっしゃ るということを前提に、しかし、今日のテーマ、丸 山先生の平和思想について語るということで、この センターにふさわしい話ができればと思いますし、 それから市民として参加している方々に、平和の問 題をどう考えたらいいのかという、そういう、問題 提起的な話にもなればありがたいなと思っておりま

お手元にレジメと資料ということで二つ文章を用 意してあります。

このレジメに沿ってまずお話をしていきたいと思います。限られた時間で、お話ししたいこともいっぱいあるものですから、それでレジメも一応文章化したのですけれども、とりあえず自己紹介―といっ

ても丸山先生との関係を中心に自己紹介ということ になります。

私は実は、一九五三年度の丸山ゼミの学生だったのですね。そのときのテーマが「日本のナショナリズムとファシズム」というテーマで、参加希望者には趣意書を書かせられて、そして採用が決まる。ゼミは実は、大学院と四年生中心のゼミです。なぜか私は三年生だったのですけれど、一人だけ採用されたという、そういうご縁のはじまりでもあるのですね。なぜ採用されたかというような話はまた後でちょっと話しますけれども。

四年生のときに先生はまたご病気になって、休 講。講義もなく、ゼミもなく。代わってですね、家 永三郎先生が実は日本政治思想史の授業をやられた のです。家永三郎といえばみなさんご存知の方も多 いと思いますけれども、家永教科書裁判で教科書検 定が不当だということで裁判をたたかった先生です ね。その方が実は丸山さんのいわば代講として東京 教育大から来られた。私は日本政治思想史に関心が ありましたので、丸山さんの単位は三年で取ってい たのですけれども、また家永さんの授業を聞きまし た。丸山、家永の講義を聞いたという非常に珍しい 学生なのです、少なくとも、私の同学年からすれ ば。その後、家永先生とは実は裁判で私自身、法廷 で証言をします。そのときには私は、教育研究者と して、教科書検定がいかに不当なものであるか、そ れが実は子どもたちの成長発達、真理真実を学ぶ権 利を犯すことになるのではないかという視点で法廷 証言をしたのですけれども、その視点は判決でも非 常に重視もされたのです。(証言は堀尾『教育の自 由と権利】青木書店1975に所収)それはともかくと して、そういうつながりが後にできるなどとは全然 予想もしなく、その講義を聞いたということがござ います。家永先生の日本の仏教思想史が出た直後で すけれども。

それから四年のときに、実は、尾高朝雄先生の法

哲学のゼミに出ました。これは尾高さんが『法の究 極に在るもの』という名著を書かれて、それに非常 にインスパイアされたところがあって、ぜひ先生の ゼミに出たいという思いもあって、選んだのです。 尾高さんはそのとき、カントの『永久平和論』をテ キストにされた。つまり私は、三年のときの丸山ゼ ミ「日本のファシズムとナショナリズム」、四年の ときカントの永久平和論のゼミに出席した。ゼミと いうのは本当にやりたいから出るわけですよね。そ してその当時、東大の法学部はゼミに出ても単位に ならないのです。その頃から、法学部生には優の数 を競うようなところがあった、ただ僕は、やりたい ことをやるんだという思いで学生生活を送りました から、だからその二つ、そういうゼミを取ったとい うのは幸運であり、非常に珍しい、法学部卒業の研 究者でもたぶん珍しいだろうと思っていますけれど

この二つのゼミは 一私の父が実は戦死しており まして、私は靖国の子、誉れの家の子として育った、 そういう少年期ですね。父は一九三七年、日中戦争 が始まってすぐに動員されて、そして一九三九年に いわゆる北支で戦死しているのです。私が四歳のと きに戦争に行き、六歳のときに父は亡くなっている。 そして私は、誉れの家の子、靖国の子ということで、 いわばそういう使命感のようなものを持つような教 育の中で、当然のように軍国少年として育ったとい うことがあるわけですね。その軍国少年の価値観-いままた軍国時代が復活するんじゃないかという懸 念がこの日本の現代の世の中にあるわけですけれど も―分かりやすくその価値観を説明しますと、体験 的に表現しますと、実は私の父は獣医だったのです ね。そして戦病死だった。軍国少年は、なぜ父親は 騎兵ではなかったのか、なぜ父親は戦死ではなかっ たのか。誉れの家の子の価値観としては、いってみ ればそういう価値意識ですね、そういうものを持っ ていた。これはすごく、面白いと思うのですよね。 へえそんなものか、と思われるかもしれない。そん なものなんです。つまり少年の価値意識の中に、国 のために名誉の戦死をした父親、誉れの家の子とし て扱われている、にもかかわらず父親は獣医だった、 戦病死だったんだ。これはだから、自分の心の中で はマイナスのこだわりになるわけですね。

実は私は兄弟五人で、私は末っ子、上二人は軍人 で、三人目が東大法学部に行った。私は、軍国少年

としては、なんで兄貴は東大なんか行くんだ、なん で軍人にならなかったんだという思いを持ってい た。そしてすぐ上の兄は、同じ社会的な環境の中で、 同じ家族の中で生活しながら、僕のような誉れの家 の子の意識なんてあまりなくて、実は、小学校のと きからアナウンサーになりたいと言っていた。その 兄貴はしかし、僕にけしかけられてと言っているん ですけれども、陸軍幼年学校に行くわけです。外か ら見ればまさに軍国一家ということになる。私がだ からいま言っていることは、人間の価値観の形成に は社会的な環境の影響が強いこと、時代の規定性と いうことが大きいことは確かなんだけれども、同時 に同じ兄弟でも、あまりそういうのは嫌だ、自分は 別のことをやりたいんだという兄弟が側にいたとい うことも、実は私はその後教育を考える場合の一つ の大事な視点にもなっているのです。だからすべて を社会や歴史から説明するということでは不十分だ ろう。一人ひとりの人間の個性というものをどう考 えたらいいかという、そういう問題がやはり残ると いうことは、私の兄弟の、いわば生育史の中からも 言えるのですけれども。

そういうわけでですね、軍国少年として育った私 が、敗戦のとき、一九四五年八月一五日をどう迎 えたかということになるわけです。ごく象徴的な 言い方をすれば、それまで「東洋平和のためなら ば、なんで命が惜しかろう」という、そういう歌を 歌って育った。その歌もですね、「東洋平和のため」 なんですよね。「侵略のため」なんていう歌じゃな いわけです。「東洋平和のために何で命が惜しかろ う」というのが少年期の価値観なのです。戦争が終 わり、何をやったかというと、それまで使っていた 教科書の墨塗りをやったわけです。ここには墨塗り を体験した人は、あるいは何人かいらっしゃるかも しれないけれど、そういうことがあったのかという ことですね。いまや私なんかも、語り部として語り 継がなきゃいけない世代だと思っているのですけれ ども。これまで正しいと教えられたものに墨を塗っ て、自分の手で消すわけですから。しかも、消させ られるわけですから。消すことを強制されたわけで すから。そういう仕方で価値観の転換をいわば体験 した世代なのですよね。そして、その翌々年には、 文部省が『あたらしい憲法のはなし』という、これ も有名な、つまり今の憲法の解説書を出す。これは これで非常に良い解説書なのですけれども、私たち

の、まさにその時代を体験した子供から見れば、これまでやってきたことを墨で塗らされて、そして今度は新しい憲法ができたんだと。これは、平和はいいけれど、大人たちの言うことが信用できるのかと。それに小倉は軍隊にかわって占領軍の基地で、米兵といかがわしい女性が溢れている、平和ってなんなのだ。そういう思いを少年として強く持つ。その後、高校に行き、大学にも行ったけれども、なかなか新しい価値観がすぐに自分のものになるというわけではない。だからといって軍国主義青年として、右翼的な青年になったかというと、決してそうじゃない。実存主義とマルクス主義の間、つまり思い悩みながら、本当にあるべき価値というのは何なんだということを疑いつつ問い続ける、というのが青年期の課題だったと言ってもいい。

そして、大学では学生運動―学生運動は実は運動部で、父が獣医の私は馬術部でキャプテンもやったりしていたのですけれども。駒場の同窓会なんかをやると、僕らのクラスからでていた自治会の委員長が「俺がストライキ提案したとき反対したのは堀尾君だけだったな」なんていうことを、先日も言われたりして。私はだから、右翼というんじゃなくて、もっと考えようじゃないかと。何でもかんでもストライキやれ!オー!というような形じゃおかしいじゃないかという思いで実は棄権をしていたという、そういう青年だったのですね。

法学部に行くということが決まって、丸山さんの ゼミが募集をしている。あ、面白いテーマだなと 思って僕は趣意書を書いたのですけども。だから そのときに書いた趣意書は、当時の社会科学的な青 年だったら、日本のナショナリズムとファシズム を政治学的・歴史学的に分析するという、そういう レポートがたぶん多かったと思うのですよね。それ で、四年生中心に採用されたんだけど、僕は自分が 軍国少年として育った。そのことが気になってい て、なぜ自分が軍国少年になったのかということ を、やはり考えたいと、そして平和の問題を本当に 深いところで自分のものにしたいという、そういう 思いで趣意書を書いたものだから、先生の目に留 まったわけですね。で、僕らの学年〔三年〕から一 人だけ採用された。そういう意味で言うと、これも 丸山研究会の中でもですね、私の同期生は誰もいな いし、その後丸山先生は病気されますから、その次 の二年間ばかり誰もゼミ生もいない。そして私は、

実は四年のときにもう一つ大きな決断をして、教育研究の道に進む。教育学部の勝田守一先生のもとで、教育哲学・人間学を学びたい、このことはまた別にお話ししたいことですが、そういうことがあるから、ちょっと政治学関係とは切れちゃっているわけですよね。まあ、そういうことがある。しかし、実は切れているように見えて、あらためて私は、丸山先生の書かれたもの、そしてゼミでのちょっとした言葉遣いに含まれた思い、そういうものにいろいろな形で影響を受けてるということを強く感じているわけですね。

そういう意味で、今日ここに呼ばれたことは、私 自身、丸山先生を語りながら自分を振り返るという 大変いい機会にもなっているわけで、だからみなさ んには早く丸山のことを話せと(笑い声)思われる 方もいらっしゃるかもしれないけれども、そういう ことでかなり自分のことをしゃべるといことになり ますので、その辺はご容赦いただきたいと思いま す。

Ⅱ ゼミで記憶にのこること

私が出た丸山ゼミには、石田雄、野村浩一、田口 富久治、藤田省三、松下圭一、こういう人がゾロっ と顔を出していたわけです、先輩として。そして、 四年生では植手〔通有〕さんがいて、大学院には松 沢〔弘陽〕さんがいた。だから植手・松沢というの は、私のそのゼミの、まさにゼミナリステンの、上 級生だったわけです。だから、山辺さん〔司会者〕 なんかはこんな話、全然知らないと思うんだけれど も (会場笑い声)。植手さんと松沢さんは『丸山眞男 集』の編集の軸で、解説を二人で書いておられるわ けですよ。お二人が『丸山集』の中心になってやっ ておられたってことは私も知っていますし、「ああ、 よくやっているな」と思って、いろいろと利用させ ていただいてきたということになるわけです。だか ら、松沢さんは、植手さんは亡くなったのですけれ ど、松沢さんはまだお元気だったら今日来ていただ きたいなあと、そう思ってたところなのですが……。

私は丸山先生のご病気のこともあり、進路に迷いましたが、もっと人間のことを、実存と社会の問題を考えたいという思いが強くて、むしろ実存青年的なところがあったわけです。マルクス・ボーイではなかったわけですね。それで、教育学部の勝田先生

……勝田守一という京都の哲学を出た方で、僕はだから人間の問題、哲学の問題を考えたいという意味で言うと非常にいい先生が教育学部におられたということになるわけで、その先生に指導をお願いした。勝田さんは平和の問題にも取り組んでいてUNESCOの第1回の平和教育の国際会議にも参加された先生です。(『平和と教育』(1951)はその報告書です)。京都学派にも二つの大きな流れがあるということも勝田さんを通して知ることができたということでもありますが。

修士二年のときに丸山先生は健康が回復されたの で、私はもう教育の大学院にいたのですけれど、大 学院の丸山ゼミに出て、そして、そのときにトップ バッターで報告をさせられたのです。修論を準備中 の私は「公民と公民教育」というテーマで話をし て、そのときにベースになった一つの基本の考え方 が、実はマルクスの「ユダヤ人問題に寄せて」とい う、初期マルクスの非常に重要な文献があるのです けれども。その中でやっぱり、公民と市民、公民と 人間の関係をどう考えるかという、政治的解放と人 間の人間としての解放、これがどういう関係になる のか。マルクスは近代の解放は政治的解放であり、 それは人間的解放にまで至っていないのだという非 常に厳しい論文を書いているのですけれども。その 中では、ルソーの社会契約論へのある意味では批判 も含まれて書かれている。この辺は僕は、ルソー・ マルクス問題として、今でも関心を持っているテー マなのですけれども。その「ユダヤ人問題に寄せて」 を援用しながら日本の公民教育、戦前のですね、そ れはどうだったのかと。これは今また言われている 公民教育の問題をどう考えるかということとも、ま さに連動するような問題ですけれども、そういうこ とで報告をして。で、松沢さんと、やや論争になっ た。この辺もですね、その当時のこと、人々を知っ てる人から見ると面白いと思うんですよね。松沢さ んはどういう視点から批判をしたか。松沢さんは当 時、言ってみれば正統派のマルクス主義者だったの ですよ。だから、初期マルクスなんかあんまり使う んじゃないよという思いがあった。私はむしろ初期 マルクスの人間論に非常に魅かれていた。というこ とで、やや論争にもなったということがある。だか らこのことを、松沢さんがここにいると面白いなと (会場笑い声) 思っていたということなんですけれ ども。松沢さんはその後、クリスチャンになるのか な、で、変わっていかれるわけですけども。

その後の丸山先生との関係ということでは、このすぐ近くのお宅に伺ったり、あるいは先生の研究会でトレルチを読んだり、古層論のお話を伺ったり、私もフランス留学の報告をしたりしながら、影響を受け続けてきた一人であることは間違いないと思っております。

それから、レジメに「シュピーゲル事件」のことをちょっと書いておきました。私はこのシュピーゲル事件のときにその場にいた、ただ一人の証人なのですが、この事件に関心を持ってる方は別ですけど、あまり何のことかよく分からない、それはそれでいいので、関心を持たれる方は、先生が亡くなられたときの私の追悼文(「丸山眞男先生と私」『教育』一九九六年二月号)に、この事件のことも書いておきましたので、今ここでは深入りしません。

これがとりあえずの自己紹介的な初めの部分で、この後、前半でゼミやコンパでの記憶に残る先生のお言葉や思い出を語り、後半では先生の平和思想や九条への思いを語り、それを引き継いでいま、私たちが取り組んでいる安保法制違憲訴訟のことや9条地球憲章の会についても話をしたいということになります。

一九五〇年代の知的雰囲気

当時の、つまり一九五〇年前後の研究室、そして 大学院の雰囲気っていうものがどんなものだったの かというと、えーっと思われるかもしれませんけれ ども、東大法学部でも、研究への関心を持っている ような人たちはみんなマルクス主義のことを非常に 意識していたわけですね。それから共産党との関 係、距離のとり方、こういうものを非常に意識して いて。法学部の助手で、これも名前を言ってもいい んですけれども、私はまだ三年生で、助手の人(田 口さん)が「君、『赤旗』読め」というふうに私に 勧めまして。私はまだ、ノンポリでもあったし、い やだって言って断った経緯があるのですけど。そう いう時代なのですよ(いまは私は「赤旗」の読者で 大事な情報源ですが)。

そして丸山さん自身、実はGHQから睨まれて レッド・パージの対象としてマークされていたとい うことも、松沢さんの解説文なんか見て「ああ、そ うだったのだ」というふうに思う、そういう時代で もあるのですね。私自身もだんだんと、実は社会や 歴史の認識を深める中で少しずつ変わっていったという、そういうことでもある。

ゼミでの記憶に残ることも、当時の状況と重なる ことがおおい。戦後の日本で民主化が一方では進む。 国際政治を見れば、中国革命が成功する。一九四九 年です。そして翌年には朝鮮戦争が起こる。日本は レッド・パージが始まる。そして再軍備が始まると いう、そういう状況の中で政治研究者は何を考えた か。先生のゼミに出た人たちのいわば共通の問題意 識のバックグラウンドはそういう状況の中にあった ということですよね。マルクス主義の問題も共有さ れる課題であったということ。いまでは……若い人 もいらっしゃると思うけど……マルクスは死んだみ たいな言われ方が一方ではされていますけども、し かしマルクスは生きているという本なども結構ヨー ロッパに行けば今でも出ている。私は先々月パリに 行っていて、いろいろな本を見たんですけれど、今 マルクスが生きていたらどう言うだろうか、という ふうな本なども出ていて、それはそれで非常に面白 いなと実は思っているのですけれども。

このゼミにおける先生の記憶ということで言いますと、そのとき、先生は三九歳なのですね。私は二〇歳の青年でした。そのゼミでの記憶に残っている、あるいはその前後ということになるのかもしれませんけれども、学生が質問する、ぐちゃぐちゃ分かりにくい質問をするじゃないですか。それに対して、先生はその質問を正確に受けとめて、一つのコンテキストの中にきちんと位置づけて、その意味づけをしながら丁寧に答えて質問者が納得するという、そういう教育力を持っておられた方です。

そういえば、この中に丸山ゼミに出ていた方はどれくらいいらっしゃるんですか?後ろの方に二人、そちらの方も何人かいらっしゃいますね。たぶん、そういう感じは共有できるのではないかと思います。先生の教育的な力量は本当にすごいなと、学生として思った実感があります。そういえば、さっき紹介しました私のゼミの参加趣意書にも、日本のナショナリズムやファシズムの歴史的分析よりも、なぜ自分が軍国少年になったのか歴史と社会の中で考えたいという思いを、ぐじゃぐじゃと書いたのを的確に拾い出してくださったのかもしれませんね。

ゼミで私の報告したテーマは「外国から見た日本 のナショナリズム」ということで、戦前・戦後の主 として天皇制と戦争責任の問題をレポートでは扱い ました。そして大窪愿二さんを紹介していただいて、太平洋問題調査会にお訪ねして、『フォーリン・アフェアーズ』や『ポリティカル・アフェアーズ』なんかも使った。大学の三年生として、ようやく研究とはこういうものかという、いわば実感を持った経験を持っています。テーマそのものは、外国から見たということで、他者が日本を、そして自分をどう見ているのかという、そういう他者のまなざしをいつも考えながら、自分の自己認識を深める必要があるだろうと。つまり、軍国少年がどういうふうに見られていたのかということも含めてですね、そういうテーマで論文を、レポートを書きました。

もう一つやや余談を言いますと、先ほどレッド・ パージで先生もマークされていたと言いましたけれ ども、実は私は三年生のときに―これは平石〔直 昭〕さんなんかも後ろにいるから、これも大事な情 報だと思うけれども、誰も知らない。僕、いままで 語ったことがないから―三年のときに日米の学生の 交流、話し合いをする会があるということで、丸山 さんが僕を推薦したのですね。僕は別に、自分でア プライしたわけじゃないんだけれども、丸山さんが 「君、これに出ないか」ということで、推薦状を英 語で書いて下さったのですね。ところが採用されな かった。それは僕の責任じゃなくて、丸山さんの責 任だろうと僕は思っているのです (笑)。僕は別に 願書を書いたわけではないし、学生運動をやってい たわけでもないし。ただ、丸山さんはマークされて いたからなのだろうと、あらためて僕はそのことを 思い出したのですよね。

ついでに、ゼミの先生のキャラクターということで、尾高先生の話をちょっとしますとね……こんな話をしていいのかどうか分からないけれど……関心がある人とない人とにたぶん分かれると思うんですけれども、尾高朝雄さんというのは法学部のいわばボス教授なんですよね。そして社会的にも非常に影響力を持っていた先生です。それで法哲学。僕は法哲学には関心を持って『法の究極にあるもの』は法学部に進むことにして最初に読んで感銘を受けたのですが、先生の授業そのものには、大教室での漫談調で、どうも面白くないというか、やり方も。それで試験では、実は僕は答案の裏に先生の講義のやりち(笑)。そしてゼミはカントをやるというので出ているわけですよ(笑)。それでゼミで、もう四年

ですからね、大学関係者は、ああ、そういうことかと思う人もいると思いますが、就職期でしょう? ゼミに参加している全員に、「君たちの推薦状を書いたから就職するところにこれを持っていけ」といって皆にくれたのですよ。推薦状ってそんなものか、自分を推薦しているだけじゃないかと思うんだけれども(笑)、その推薦された当の人のことは何も書いてないわけですから(笑)。この推薦状を持っていけば会社は信頼してくれるからという。そういう、言ってみればボス教授だったのですね。それで、僕はその推薦状を結局使わなかったということになるわけですけれども(笑)。で大学院でもヘーゲルの法哲学の原書講読のゼミにも参加したのです。これはよかった。勉強になりました。

もう一つ、学生時代の思い出として、四年の後期に福田歓一先生の初講義西洋政治思想史を受講し、 先生は初講義の感想を『緑会新聞』に書いたのですがそのなかで、試験(ユートピア思想について論ぜよ)の答案評で、三年生は歴史的に、四年生は構造的に書いた者が多い。堀尾君は歴史的かつ構造的に論じたというお褒めの評を頂き、大学院の進学が決まっていた私は、とても励まされる思いでした。その後私は「歴史的かつ構造的に」を自分の研究の方法として自覚的に意識するようになったのです。その後も福田先生は私のこと気にかけて下さって、対談もしてくださいました。

こんなことをおしゃべりしているとよく勉強していた学生に見えますが実はサボ学生で、学生部のアンケートに「長所 やればなんでも出来る、短所なにもやりたくない」と半分ふざけて書いたことを覚えています。緑会(自治会)の役員を四年になって、お前は暇そうだからといって引き受けさせられたのもその頃です。文化部担当で、先生方との話し合いの機会や会合を作るのが仕事でした。

私は教育の大学院を選んだのですが、実は私、大学を受けるときに教育への関心があるということで、進路相談を私の三番目の兄、つまり東大法学部政治学科を出た兄に相談したんです。軍人の兄貴なんかは相談相手になりませんから。それで、何で東大などにいって、軍人にならなかったのかと思っていた兄貴に相談をする。つまり価値観が全く変わっているということがよく分かるでしょう?

兄貴は法学部時代に軍隊に行って一学徒出陣です よね一そして復学している。石田雄さんとだいたい 同世代なんですけれども。その兄貴が、「教育への 関心は分かる。しかし、広い視野で勉強しろ。おれ の後についてこい」という(笑)進路指導をもらっ たのです。それで文Iに入り、政治学科に行ったと いう。まあ、そういうことなので、そこまではだか ら、自分で選んだというよりも、そんな流れの中 で。そして片や、すぐ上のアナウンサーになりたい と言っていた兄は、幼年学校から帰ったらその道一 筋で、NHKに入る。僕はだから、学生のとき、兄 貴はいいなあ、自分のやりたいことがはっきり見え ていて、というふうに今度は思うようになったので す。その兄貴というのは、実はNHKの相撲の杉山 アナウンサー。杉山というと知っている人も多い、 杉山の方が僕よりもはるかに有名だから(笑)。ま あ、いろいろ面白いこともあるんですけれども、そ んな話をしていると終わらないから(笑)。

a marxist?

それでですね、先生のゼミで残る言葉として、メ モを書いておきました。先生は学生の質問に対し て、「私はa marxistだ」というふうに答えた。こ れは注をつけておきました1)。後で時間があれば、 ぜひ見てくださればいいと思います。一般に丸山さ んはマルクス主義者じゃないという言われ方をする ことが多いし、自分でもマルクス主義ではなかった という言い方をしているところもあるのですけれど も、しかしこの時代、先ほど言いましたような四○ 年代後半から五○年代の初めの頃ですよね。みんな マルクス主義に関心を持っていて、先生方も学生か らもつきあげられそうな状況でもあったし。それ で、a marxist つまり「一人のマルクス主義者」だ という言い方をしたのを非常に鮮明に覚えていま す。注でも書いておきましたけれども、私自身も大 学院、そして大学の教師になってからも a marxist という自己認識を持っているのです。でもそれは、 たとえば教育学でマルクスの言説、マルクスが教育 についてこういっているからといって、それを集め てマルクス主義教育学ができるわけではないのだと いうこと。人間の成長発達、それを軸に、それと社 会そして国家との関係をどうとらえるかという問題 に、マルクスだったらこう言う、マルクスの思想か らすればこういうふうに言えるのではないかという 意味でa marxistだというふうに思ってもいるとい う。注には、そんなことを書いておきましたけれど

\$.

それからもう一つですね、「マルクスが言っていることを、マルクスを使わずにどう表現するか」と、こういう表現をされたことがあります。これも面白いなあと思っています。

それから、多元的国家論とマルクス主義国家論を どうつなぐか、これが自分の課題だと、そういうふ うに思っておられたと思います。ラスキは多元的国 家論者で、同時に非常にマルクス主義に近づいた人 でもあるのですけれども、丸山さんはこのラスキを 非常に高く評価され、読み込んでおられたし、私た ちもラスキをずいぶん、学生としても読んだ。この ラスキの『国家論』なんかは政治学科に行った仲間 と一緒に読んだということもあります。

それから、自分の主張は原理的な民主社会主義者で、政治的な立ち位置は容共石派だという言葉を使われた。これもですから、私の記憶はたぶん間違いないと思うのですけれども、こういう言葉を先生が使われたのですね、ああ、先生はそういうふうに言ったという形で強烈に記憶に残る。「容共石派」。これはなかなか良い表現だなと今でも私自身も思っているところがあるのですけれども。

それから、民主主義の徹底的な実現が社会主義な のだと。民主主義は制度の問題にとどまらず理念の 問題であり、永久革命の課題だと。

エートスとしてのコミュニズムが大事なのだと、そういう言い方をされていました。このエートスとしての社会主義、エートスとしてのコミュニズムという言葉は、丸山さんはその後もいろいろなところで言われています。現実の社会主義批判、スターリニズム批判、しかしエートスとしての社会主義・コミュニズムは評価する。これはラスキもそうなのですよね。民主社会主義者サンダースさんのことはどう評価するか、伺いたいですね。

人間の尊厳

これもゼミのコンパの思い出の一つですが、実は 私は先生にいきなり一ゼミのコンパですよ、みんな 飲んでいるところで先生に、「先生、人間の尊厳と は何ですか、その根拠は何ですか」という質問をし たんですよ。先生も困っちゃって、みんな飲んでい るわけだし。「それは大事だから、後で」というふ うに言われて(笑)、それは終わりになったのです けれども。私自身だから、何て言いますか、場をわ きまえない少年的青年の無礼を……。そのときは、あ、こういうときはそういう質問をしてはいけないのだと思ったわけです。しかし、この問いそのものは、実は私自身、その後もずっと問い続けていることなのですね。人間の尊厳とは何か、その根拠は何かと。学生にそういう質問をされたらどう答えようかという形で、実は私は教師を続けながら考え続けてもきた。それなりに回答はあるのですけれども、ここには教師の方もいらっしゃると思いますので、学生に問われたら自分だったらどう答えるだろうということで。別に教師じゃなくたっていいわけですよ。みなさん、どう答えるかですね。

四年のときに、先生は病気ですから、清瀬の療養所一丸山さんは結核で肺を切除する大手術をなさったわけですけどね一お見舞いに行って、それとなく進路の話になり、「君は銀行や会社は向かない。公務員か研究者だよ」というふうに先生に言われて、ああそうか、やっぱりそうなんだなと(笑)いうことで研究者の道を選ぼうと思ったということでもあるのですけれども。先生はご病気ですし、自分の考え、課題としてはもうちょっと哲学的なことをやりたいという思いもあって、教育哲学の大学院を選んだという、そういうことになるわけです。 格好良くいえば、人間の尊厳の問題を深く考えたい思いで一(笑)。

Ⅲ 丸山の戦争体験と平和への志向

この後が丸山論になりますが、先生の戦争体験と 平和主義。ここからはもう、丸山先生と言わずに、 丸山と〔敬称抜きで〕言わせてください。

軍隊と被爆体験

旧制一高の三年の春に唯研(唯物論研究会)での 長谷川如是閑の講演に丸山は参加し、そして特高に つかまっているのですね。このことはよく知られて いることです。それから、初年兵としての体験。彼 は東大の助教授だったのだけれども、兵隊に行けば 二等兵なのですよ。日本の陸軍の内務班の非合理的 体験を通して一ぶん殴られたり蹴飛ばされたりとい う体験もしているわけですけれど一軍隊の本質を考 えるきっかけに、それがなったと思います。そして 敗戦直前は、広島の船舶司令部に彼は所属していた わけですけれども、それで原爆を体験しているわけ ですよね。字品は広島の中心からちょっと離れているのですけれども、軍人として爆心地に入っている。丸山さんは原爆体験についてほとんど語ってないのです。語るも嫌、書くのも嫌だという思いを実は持っている。そういう体験者なのですよね。その丸山さんが、あるものにちょっと書いているのですけれども、自分は直後から現地に入って、その現場を見てきたということを書いています。

実は私の長兄が広島・宇品の船舶司令部の参謀だったのです。そして、この被爆の直後から被爆者の救出の任に当たったそうです。なすすべもなかった、そのことを私の兄も生きている間はほとんど語らなかったけれども、死の直前に書いたメモに書き残しています。あらためて、丸山さんが被爆の直後に被爆地に入って被爆したというのは、軍隊のいわば活動の一つ(通信隊)として行ったのだろうなと思っているのですけれども。それで丸山さんは被爆者なのですが、被爆手帳もとらない、語るのも嫌だと、そういう思いを強く持っておられる。

これは原爆を体験した人は本当に、語るのも嫌、 書くのも嫌という形でずっと来ている人が多いので すね。それでもう八○歳を過ぎ、死が迫ったところ でやはり言わなきゃいけないということで口を開く 方がたくさんいるのですけれども、それはそれで本 当によく理解できることだと私は思っています。

八・一五革命

敗戦と戦後改革ということで言いますと、政府― 幣原内閣ですけれども―の憲法問題調査委員会がで き、松本烝治委員長のもとで帝国憲法の修正が議論 され、宮沢俊義法学部教授もその委員になる。松本 烝治委員会の憲法案がリークされ、それをGHQが、 これじゃとても駄目だということでGHQの憲法改 正案が作られるわけですけれども―四六年の二月で すが―、これがこの憲法問題調査委員会の面々に とっては予想をこえるものであったことは間違いな い。そんななかで東大でも憲法研究委員会が発足し (二月一四日)、委員長は宮沢教授で、法学部助教授 として復職した若き丸山も書記役として参加したの です。GHQ案は松本委員会だけでなく、東大の宮 沢委員会にも内々に伝えられ議論が交わされたよう で、そこで丸山が八月革命説を話し、それを受けて 宮沢が雑誌『改造』や『世界文化』に八月革命の憲 法的意義を論じる論文を書いたというのが現在の通 説のようです。宮沢さんも大きく変ったということがあるわけです(古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波書店、一八八—一九三頁)。

私たちが戦後改革を八・一五革命と象徴的に言う 戦後改革というのは、これは敗戦のその日に改革が 起こったというのではなくて、ポッダム宣言の受諾 とその後の改革、中心は憲法改正、天皇主権から人 民主権への転換が行われる、それを八月革命、八・ 一五改革というふうに呼ぶわけですよね。改革だけ ではなく八月革命、宮沢さんがそれを書いているの ですけれども、その言葉は東大の憲法研究委員会で 丸山さんが最初に言った言葉だと言われているので す。

この八・一五革命を通してですね、国民主権、民主主義、そして平和主義の三原則が戦後改革の中軸として、戦後改革が動き始めるわけですね。憲法三原則、これはもうみなさんよく知っていることです。ただ丸山は、この国民主権という言葉に対しては、表現にかなり違和感を持っていて、実は「人民主権」という言葉を丸山さんはずっと一貫して通しているのですね。だれかこのことで研究した人がいるのかいないのか知りませんが、僕は前から、丸山さんは人民という言葉にずっとこだわってきた人だということ、そして国民という言葉に対しては、それはナショナリズムという問題がありますから、非常に警戒的な思いを持っていたということはよく分かります。

実は五○年代のなかばくらいから、教育でも国民 教育運動というのが民間側から提起されて、教員運 動、教職員組合運動でも国民教育運動という言葉が 使われるのですけれども、私はたまたまお宅を訪ね たときに先生が「教育でいま国民教育と言っている けれども、これは何なんだ、大丈夫か?」というふ うに言われたことを、これも鮮明に記憶していま す。だから、先生の「人民」という感覚と教育運動 の中で使われた言葉としての「国民」というのはど うなるのか。たしかに「国民教育」というのは戦前 の手あかに汚れた言葉である、それをどういうふう に新しいコンセプトとして作り直すかということ で、国民教育の創造という言葉を使った、国民教育 研究所もできた。われわれの先生方、上原専禄さん や宗像成也さんや勝田さんも使ったわけです。ただ 私自身は、国民教育というのは、これは批判の対象 として、ヨーロッパも含めて、実はドクター論文で、

この国民教育制度の成立を扱った。一九世紀末のナショナリズムの勃興の中で教育が改革される。そこで national system of education が出てくる。これが国民教育制度なのですが、それが本当に人民のものだったのかという視点で、ドクター論文の一部を書いたので、この丸山さんの問題意識は私もある意味では共有している問題だと思っています。(『現代教育の思想と構造』岩波書店、一九七一年)

それから、この三原則との関係で、天皇制に関し てはどうだったか。一般に戦前・戦後、天皇制は 残った、維持されたというふうに言われますけれ ども、人民主権、国民主権のもとでの象徴としての 天皇は帝国憲法下の天皇制とは異なるものである のですが、しかし同時に天皇の戦争責任の問題とい うのはその後も問われ続けている。それから象徴天 皇とは何なのかということも現在また問われ続けて いる、そういう問題でもありますよね。帝国憲法下 の天皇制とは違うということははっきりしておかな きゃならないけれども、同時にじゃあ象徴天皇制と は何なのかということをやはり問い続けなければい けない。丸山さんは、天皇制に対してそういう問題 意識をずっと持っていた。丸山さんは戦争責任論で 天皇の責任、天皇裕仁の責任と同時に天皇制の問 題、それから財閥の問題、官僚制の問題、軍部の問 題、それぞれの戦争責任の問題を問うている。問い 続けてきたと思います。南原繁さんが天皇退位を主 張したということもよく知られておりますけれど も、当然丸山さんも裕仁(昭和)天皇は退位すべき だということを考えていた。それだけじゃなくて、 天皇制そのものの問題も考える必要があるのだとい う問題提起をずっと続けていたと思っています。

丸山にとっては、民主主義もまた問い続けられるべき永久革命的な課題でした。「民主主義は永久革命だ」という言葉はよく知られていますけれどもね。丸山さんは繰り返しそういう言葉を使われた。民主主義は制度の問題だけじゃないという。理念の問題であり、思想の問題であり、そして運動の課題でもある。永久革命的な課題である。民主主義の徹底を目指そうというのがコミュニズムだと、こういう言葉を後年になっても使われているのですね。僕が学生時代にだけ言っていたのかなと思っていたけれど、そうじゃなくて、後年にもそういう言い方をしていることを最近発見しました(『自由について七つの問答』聞き手・鶴見俊輔他、SURE、

二○○五年、五○頁)。マルクスに学び、ラスキと対話しつづけた丸山の課題意識は、今日の私たちのものでもあるのではないか。この八・一五革命にかかわる問題ですね。そして社会主義についても亡くなる前年に「ソ連崩壊後、社会主義そのものまでがダメといった風潮が出てきてい」ることにたいして「この頃、いよいよ本当の社会主義を擁護する時代になったなあ、という気がしてるんですよ」「ボルシェヴィキだけが社会主義じゃないし、第一、ある時期以後のソ連型社会主義はむしろ国家主義の変種というべきですね」と語っていたのです(「夜店と本店と」『図書』一九九五年七月号)。

Ⅳ 平和主義

では、平和主義についてはどうだろうか。丸山さ んの平和思想について論じた論文を、僕は寡聞にし てみたことはないのです。けれども、丸山さんの思 想の中に平和思想が一つの大きな軸になっているこ とは間違いないし、それを否定する人はいないと 思っています。ただ、その場合にですね、丸山さん は軍隊体験をし、そして原爆の体験をしている。も う戦争は嫌だという、こりごりだという、これが庶 民の感覚ですよ。丸山さんもその感覚をまず持って いた。これは間違いないです。しかし、国家論や権 力論の研究者としての丸山は、非戦非武装の国家論 をどう考えただろうか、俄に平和主義者になったの ではないだろうというのが、一つの私の疑問でもあ る。これはだから、平石さんなんかに教えてほしい ところなのですが。つまり、戦後すぐの丸山さんは ……。ちょうど南原さんが、国会で憲法が審議され たとき、九条は本当にいいのかという問題提起をさ れたのですよね。南原繁、あの平和主義者の南原さ んが。共産党もそうでした。そういう問題意識を、 あるいは丸山さんも持ったかもしれません。つま り、権力を問題にする、国家を問題にする、ゲバル トを問題にする。ゲバルトのない国家というのは、 いきなりすぐに―つまり、政治思想史や国家思想史 をやってきた人が、そういう提起をすぐにできるか どうかということですね。

庶民の感覚を丸山さんは持っていたし、九条をとてもいいものだと思った。しかし、その丸山さんが戦後の日本の状況の中で―というのは占領政策の反共化、レッド・パージ、そして朝鮮戦争、日本の再

軍備への動き、そして日米安保条約への動きの中で、大学もイールズ事件等で緊張する。赤い教師はやめろという、うんと大きな力ですからね。そしてノーマンが自殺(一九五七年四月四日)に追い込まれる。ノーマンは非常に優れた日本研究者でもあり、丸山さんが非常に親交の厚かったカナダの研究者ですけども、彼も「アカ」だということでいろいろ言われて、アメリカのそういう動きの中で自殺するということがあった。このノーマンさんの自殺というのは丸山さんには本当にショックで、長い追悼文を書いていますけれども一これはぜひお読みになるといいと思うのですが一そういう状況の中で九条を再認識したのではないかというふうに、私はあえて今日は申し上げているところです。再発見、再認識したのではないかと。

三たび平和について

「三たび平和について」という有名な丸山さんの 論文があります。これは一九五○年の朝鮮戦争の直 後に執筆したもので、『世界』に発表されたわけで すけれども。これは平和問題談話会の報告として発 表されるのですが、その一章・二章は丸山さんが書 いたということは、確定しているわけですね。です から『丸山集』にも、「三たび平和について」の一章・ 二章が入っている。「三たび」というのはどういう 意味かというと、「戦争と平和に関する日本の科学 者の声明」が一九四九年に出され、「講和問題につ いての平和問題談話会声明」が一九五〇年に出され、 そして三度目の声明だということになる。九条の精 神、日本の戦後のあるべき姿、それは武器を持たず、 独立し、中立でなければならない、非同盟でなけれ ばならない。そういう原理がこの第一回、第二回の 声明で語られているわけです。そして第三回も、基 本的に同じことが繰り返されているのですけれど も、状況の違いとして、朝鮮戦争の後、そして再軍 備への動きのなかでこれを書いたということで、そ ういう意味でも大事だとあらためて思います。

この論文の中で丸山は、非戦非武装の「憲法の精神は、見方によっては迂遠きわまる観念論ということになろう。しかし、むしろ一歩事態の把握を深めて見れば、まさにそれが、……現代戦争の現実認識に最も即した態度であり、自国または他国の武装に安全保障を託するような考え方こそ、却って安易な楽観論であるとわれわれは考えざるをえないのであ

る」「戦争を最大の悪とし、平和を最大の価値とする理想主義的立場は、戦争が原子力戦争の段階に到達したことによって、同時に高度の現実主義的な意味を帯びるに至ったといえよう」。理想主義的な立場が、同時に高度な現実主義的な意味を帯びるに至ったと。この項の小見出しには、「原子力戦争は、最も現実的たらんとすれば理想主義的たらざるをえないという逆説的な真理を教えていること」と書かれている。これは、よく引用されるわけですけれども、理想主義的な立場こそがもっとも現実主義的な立場なんだということですね。この逆説的な真理、その思考方法。

実は私もあらためて、あ、そうだったんだと思ったのですけれども、私は教育基本法が改正されようとしたとき、『教育基本法はどこへ』という本を出したのですけれども、それに「理想が現実をきり拓く」というサブタイトルをつけたのです(『教育基本法はどこへ 理想が現実をきり拓く』有斐閣新書、一九八三年)。そのときはこの「三たび」の丸山さんのことは全然意識していなくて、自分の考え方としてそういうサブタイトルをつけた。そうしたら堀尾は観念論者になったとか言う人がいたりして(笑)、やっぱりそういうのか、面白いなと思ったのだけれども。それはともかくとして、理想と現実、理想主義こそが現実主義なのだということをこの論文で強調していること、僕はその通りだと思っています。

この平和問題談話会声明への主体的なコミットは、朝鮮戦争、再軍備そして片面講和と安保条約へ向かおうとする状況での、九条にかける丸山の決意表明でもあったと思われます。五一年に大学入学の私たちにとっては、全面講和と二つの世界の平和的共存と日本の中立を主張する『世界』の諸論文は一『世界』は、この平和問題談話会などの活動をずいぶん発表してくれました―この時代の知識人に共通する考え方だったと思うのですね。日本の独立、中立の課題を主張する。だから、私たちもそういう論文に非常に影響を受けた世代だなと、あらためて私は思っております。

そして五五年。この年は、自民党の結党と憲法調査会の発足―この憲法調査会発足は一九五七年ですけれども。これは自民党が自主憲法を作ると、これは「党是」に書いているわけですね。そのために憲法改正する、憲法改正のために憲法の成立過程を精査するということで憲法調査会を作るわけです。こ

の動きに対して、憲法問題研究会というのが立ち上 げられた。大内兵衛さんや我妻栄さんが中心になっ て、宮沢さんも入っている。まさにその当時の憲法 改正のための憲法調査会の動きに対して、いわば対 抗するために研究会を作ったわけですね。

面白いエピソードを申しますと、憲法調査会、こ れは岸「信介」中心の議員立法で、岸が首相になっ て動きはじめたわけです。その動きはじめたとき に、会長を誰にするか。最初、我妻さんが打診され て我妻さんが断る。宮沢さんが次に指名されて、断 る。三番目に高柳賢三さんが貧乏くじを引いて憲法 調査会会長になる、そういうことなのですね。それ で断った我妻、宮沢は大内さんやなんかと一緒に憲 法問題研究会というものを立ち上げて、いわば対抗 するために、憲法改正をさせないというグループを 作るわけです。だから当時の知識人は、やはりいろ んな形で運動的なコミットをしていると言っていい と思うのですね。この憲法調査会については、実は 私、結構いろいろ調べていて、しゃべりだしたらま た余計なことになるからちょっと置いておきますけ れども。この護憲派の憲法問題研究会の共同研究の 社会的な影響力は非常にあったのですけれども、丸 山はそこでも中心的な論客であったわけです。

復初の説

六○年の安保反対の集会で、丸山が「復初の説」を説いたこともよく知られていることです。「復初」というのは、事柄のもともとにかえるという意味なのですね。丸山はあえて「復初の説」ということで、この安保反対の集会でそれを説いた。そのときに丸山にとっては「復初」とは、「古層」でもなく、福沢でもなく、「八・一五革命」にほかならなかったと、私はここであえて強調しておきます。丸山さんの「古層」の問題提起はよく知られていますし、福沢研究もよく知られているわけですけれども、丸山さんが原初にかえれといった場合にどこだったのか、これは八・一五なのだと、私は受けとめているのです。

そして丸山さんは、戦後民主主義は虚妄だという 議論に対して、「私はあえて虚妄のに賭ける」という、そういう言葉も使われたわけですよね。軍事同盟としての安保が憲法九条に違反することは明らかだが、安保条約改定は立憲主義の外側に安保条約を置くことで、憲法を壊す道をひらくことでもあります(砂川裁判最高裁判決)。その意味で、六○年安 保というのは、反岸、そして反安保―反安保と反岸とは違うという議論をする人もいますけれども、まさにこれは重なって、まさに原初にかえるという、「復初の説」だったと私は思っています。

私は当時、大学院の院生で、この安保に対しては、 ただ戦争反対という議論じゃなくて、自分たちの生 活と関わるところで安保がどういう意味を持つかと いう、そういう視点で安保問題を考えようというふ うに考えていて、そして学問と教育の自由にとって 安保はどういう意味を持つかという、そういうビラ を書いたことを覚えています。

そして当時、東京大学教育学部とスタンフォード 大学での共同研究があったのです。戦後教育改革に ついて。スタンフォードからも教授が毎年きて、そ して共同研究の課題に応じて……。ちょうどこの安 保の反対運動が激しくなった六○年の三月ですけれ ども、研究会の合宿がありました。つまりその共同 研究に参加する助手グループがあり、それぞれ分野 によって―教育理念とか、教育行政とか、社会教育 とか、教育課程とかに別れていた。私は教育理念の 担当だったのですけれども、その共同研究で合宿し たのです。それで安保が当然、論議になって、安保 はアメリカ帝国主義だという議論を、実は私がそん な言葉を使ったのですよね。そしてスタンフォード の先生は怒っちゃって、それで僕は三月の熱海の海 に飛び込んで頭を冷やしたという逸話があるのです けれども。僕はだからそれ以降ですね、これはア メリカには行けないなと思いました。このスタン フォードの先生たちは、フルブライトなどアメリカ 留学での一つの審査員的なパイプでもあったわけで すが、だから僕は、このことがあったからアメリカ 留学は断念して、研究もフランスへ向けてシフトし たということでもあったのですけれども……。

「憲法第九条をめぐる若干の考察」

その後、六〇年代の初め、国際情勢は二つの世界の平和的共存に向けて変化があらわれ、フルシチョフとケネディの全面軍縮へ向けてのそれぞれの声明が出ます。丸山は、「軍備の完全撤廃案が全世界の責任ある政治家によってともかく真剣に討論されるに至ったという国際社会の変遷、そのテンポの早さこそ、考え方によって驚くべき事柄ではないでしょうか。憲法第九条はもう一度見直されねばならぬと思います」という。そういう状況の中で「憲法第九

条をめぐる若干の考察」という報告を憲法問題研究 会の月例会(一九六四年一一月一四日)でします。 これが、丸山さんの平和思想、九条に関する、大事 な論文(『世界』一九六五年六月号)になっている と思います。丸山はこの論文で、二つの世界の核軍 縮だけでなく全面軍縮と共存への動きの中で、まさ しくリアルなしかし希望のみえる世界情勢の中で九 条を捉え直す視点の重要性を提起したのだと思って います。残念なことにキューバ危機、ケネデイ暗殺 そしてジョンソンに変わりヴェトナム戦争は拡大し ます。他方では、フルシチョフの解任さらに中・ソ 対立、そしてソ連の解体と情況は大きく変わってい るわけです。そして現在の情況は米朝さらに中東危 機のなかにあるのですが、同時に、国連で平和への 権利宣言が採択され (二〇一六年)、核兵器禁止条 約(二○一七年)が作られ、批准へ向けて動いてい る状況があります。丸山さんが六○年代の初めを世 界の情況が非核と平和へ向けて動いていると言った 状況認識は短期的には誤ったといえますが、長期的 には、非核から全面軍縮へ向かう世界のなかで九条 の意味と意義を改めて考えようと言う現在の私たち の問題意識と重なっているのではないかと思うので す。

丸山さんはこの論文で、九条の解釈に関しても、 前文と深く結びつけてその理念と思想の意義を問い、前文の解釈を丁寧にやっているのです。そして 九条の成立過程にも関心を示し、戦争放棄の思想史 を素描してもいます。これはだから非常に面白い、 現在の私たちにとっても。

それから四六年の一月二四日の幣原・マッカーサーの会談にも関心を寄せて、「いずれの側からかはともかく」、九条への発意がここでなされたこと、そして幣原の九条理解への思い入れが強かったことを指摘し、三月の末の戦争調査会での幣原の冒頭発言を引用して、核時代を意識した幣原の戦争認識と非武装の思想を高く評価しています。そしてこういうふうに書いている。「幣原さんの右の思想は、熱核兵器時代における第九条の新しい意味を予見し、むしろ国際社会におけるヴァンガードの使命を日本に託したものであります」。

さらに丸山はその年に「二十世紀最大のパラドックス」という文章を書いているのですが(『世界』 一九六五年一〇月号)、その最後を「私は八・一五というものの意味は、後世の歴史家をして、……帝 国主義の最後進国であった日本が、敗戦を契機として、平和主義の最先進国になった。これこそ二十世紀最大のパラドックスである―そういわせることにあると思います。そういわせるように私達は努力したいものであります」、こういう言葉で―これは短い文章ですけれども―それを結んでいるのですね。

この論文については、何か丸山が少し変わったんじゃないかというふうな一つまり「九条を見直さねばならない」という言葉だけをとってですね、丸山は変わったんじゃないか、みたいな俗説、俗論があるのですけれども、これは丁寧に読めば全然そんなことはないと私は確信していますし、丁寧に読んでくれよという思いがあります。特に前文と九条をつないで読む読み方の深さというものは、これはやはりすごいものだと思っております。それから九条の成立過程について、丸山さんは一月二四日の幣原・マッカーサー会談に触れて、どちらが言ったかは分からないけれどもとして、幣原のその後の戦争調査会での冒頭発言(三月二七日)を引用しているのです。

その幣原の冒頭発言というのは何なのか。これ は後で話そうとしている「9条の理念で地球憲章 を!」という私たちの作った「趣意書」の中でも引 用している言葉なのです。首相幣原はその冒頭演説 で、とにかく今は日本は「戦争を放棄すると言うよ うなことは夢の理想だと考えるかもしれません。し かし原爆より更に強力な破壊的兵器も出現するであ ろうとき、軍隊をもつことは無駄なことなのです」。 いまわれわれをあざ笑っている人も多いなかでわれ われはいま「国際政治の荒漠たる原野を単独に進み 行くのでありますけれども、世界は早晩、戦争の惨 禍に目を覚まし、結局私どもと同じ旗をかざして、 遥か後方に付いてくる時代が現れるでありましょ う」。これが戦争調査会での幣原の発言なのです。 丸山さんはこれを引きながら、この幣原の理念を高 く評価している、そういう論文なのです、この六五 年の丸山論文は。

実は戦後改革を憲法と教育基本法の成立過程を軸に研究し『教育理念』(東大出版会、一九七六年)としてまとめ、そのなかで幣原発意説を書いた私にとって、この丸山の指摘―この六五年の論文です―は私を幣原研究に向かわせた一つのきっかけでもありました。そしてマッカーサーと高柳賢三の往復書簡を検討して、これは『世界』(二〇一六年五月号)

に「憲法九条と幣原喜重郎」という論文で書いたのです。その後も幣原側とマッカーサー側との両方の資料を精査して、いまや私は、あれは幣原が言い出したことなのだという確信を持っているのですけれども。ですから、丸山さんが生きていらっしゃれば、僕こんな研究をしましたよと、先生は「いずれの側からかはともかく」と書かれているけれども、これは幣原が言ったのだということをお話ししたいなあという思いを持っているのです。幣原側の証言も秘書だった平野三郎が残した幣原が亡くなる直前の聞き取り記録が、憲法調査会の事務局に入っていて(一九六四年)、それが見れるようになっているのですね。

実は『しではら』という短編映画が、幣原の生地の大阪の門真の人たちの努力でできた。それは斎藤監督、そして私が監修になっているという、そういう映画で、いまできたばっかりなのです。短い四〇分くらいのものですから、ぜひご覧になるといいですね。丸山さんが幣原を評価したその思い入れは、実はこういうことでもあるよ、という映画になっていると思います。意外にもこれが文科省迸定になったのです。面白いですね。

戦争責任論の盲点

先を急がなければいけないのですけれど、丸山さ んの平和に関する論文はこういうものがあると挙げ ておきました²⁾。この中で特に戦争責任論で、「戦 争責任論の盲点」という「思想の言葉」がある。こ れはちょっと時間をかけて本当はお話したかったの ですけれども、時間がない。一言だけ言いますと、 この中で丸山さんは戦争責任の問題を天皇、官僚機 構、それから財界の経済支配の問題、軍隊の問題と 分節的にやりながら、同時にですね、戦争責任論の 盲点として、じゃあ民衆はどうだったのか。それか ら、戦争に反対した唯一の党である共産党、その勇 気と節操を疑うものはいない。これは立派だけれど も、でも共産党の責任は問わなくていいのかという、 そういう問題提起をしたのです。これはだから逆に、 なんだ丸山は反共になったのかという形で反発をく らった論文なのです。私もそこまで言うのかという 思いをこの論文には感じたことがあるのですけれど も、あえて弁護すれば、がんばったんだという言い 方だけで本当にいいのかという問題はあるわけです よね。なぜ反ファシズムの連合、連帯ができなかっ

たかという、そういう政治的責任の問題はやはり考 える必要があるのではないのかというのが丸山さん の問いでもあるのですね。こういう思考方法という のは、僕は丸山さんに学ぶべきだと思ってもいる。 この論文そのものは、ですから私もあまり賛成じゃ ない。遠山茂樹さんも「当時の歴史的条件を無視す るもの」と書き、鶴見俊輔さんも、あの信頼してい る丸山さんだけど、この論文だけはいただけないと いう論評を書いたのですね。私もまずは鶴見さんと 同じ感想を持っているのだけれども、なぜ丸山さん がそれを言ったのかということで言えば、「自分たち はがんばったんだ | 「自分は正しかったんだ | という だけでは、主体的な歴史の認識あるいは課題化的認 識としては不十分で、運動は広がらないという問い を含んでいたのだと思っています。この論文の最後 を丸山さんはこう結んでいるのです。「共産党が独自 の立場から戦争責任を認めることは、社会民主主義 者や自由主義者の共産党に対するコンプレックスを 解き、統一戦線の基礎を固める上にも少からず貢献 するであろう」(『丸山眞男集』第六巻、一六四一五 頁)。丸山さんは「戦争責任問題は戦後責任問題とき りはなしては提起されない」(『現代政治の思想と行 動』「後記」一九五七年)とも言っています。これは 丸山提起の背景として重要だと思います。

さて、そういう思考方法というのは、たとえば 僕は、「9条地球憲章」の問題だとか「子どもの権 利」の問題にかかわっているのですけれども、いろ いろやっても若い人がこない、何でなんだ。子ども の権利条約が根付かない、何故なんだという問題は あるわけですよね。どこに弱さがあるのかという、 そういう問いをしなくちゃいけないという問題提起 として引き受ければいい。あるいは、この前の高知 の選挙ですよね。野党の連合勢力ががんばって、も うちょっとで勝ちそうになった。「よくがんばった、 がんばった」というふうにだけ言われているけれど、 やはりなぜ負けたのかということをきちんと分析し ないといけないのではないか、そうしなければ課題 が見えてこないではないか、そういう思考方法が大 事なのだということを、この丸山さんは「盲点」と して言っているのではないかと思ったところです。

丸山さんと教育

それからその次の「丸山さんと教育」、これは省 きます。これは実は私自身、「丸山眞男に『人間と 教育の思想』を読む」という論文を書いていまして、これは対談集(『自由の主体を求めて』本の泉社)の中に実は入っています。なぜ丸山さんのものを対談集に入れたかというと、私は本当は丸山さんとの対談をやりたかったのですが、「僕は教育は苦手でね」と言われて実現しなかった経緯もあって、私と丸山さんとの内面的な対話なのだということで、この対談集(『自由の主体を求めて』本の泉社、2014)の中に入れたのです。これは歴史学の宮地正人さんとか、樋口陽一さんとか、石田雄さんとか、奥平康弘さんとか、みなさんご存知の……それから杉山邦博という、私の兄貴との対談も入っているんですけれども(笑)。外(図書販売コーナー)に置いてあるはずです。ということで教育のところを終わります。

〔補記〕として、 レジメに書いたことを引用しておきます。

「丸山は教育にかんしても並々ならぬ関心を持っていた。

戦後、三島での住民の憲法や民主主義の学習会に 参加していた事はよく知られている。「人民」と言 う表現にこだわった丸山は「国民教育」運動という 表現についても懸念されていた。教科書の検定によ る国家統制の復活にたいしての家永三郎教科書裁判 では学友としてだけでなく、国を相手に闘う家永に 対しての熱烈な支持者であった(家永宛て書簡)。

大学紛争での全共闘運動に対しては民主主義を暴力的に破壊するものとして厳しく批判しておられた (今年は東大闘争、確認書五〇年)。

政治嫌いで政治的価値を低く見ていた丸山は経済 や文化や教育の価値について、人間のありかたに重 ねて、関心を持っていた。人間の尊厳について、そ して教育的価値について、お話を伺う機会を逸した ことは残念であった。リアリズムからすれば教育嫌 いでもあったのではないか。しかし、永久革命とし ての民主主義を語るとき、民衆(人民と言うべきか) の主体的学習としての教育は不可欠であるはずであ る。

さらに戦争体験(軍隊と原爆)と文学者達との交流、ロマン・ローランそしてドストェフスキーへの関心と重ねてニヒリズムを突き抜けた先生の人間理解が伺いたかった。先生の残されたものから、読み解く他はない。いや私たち自身が個と社会のアンチノミーの意識に耐え、自らの問いとして問い続け

る以外にない(なお、堀尾「丸山眞男に『人間と 教育の思想』を読む」(『丸山眞男手帖』第三三号、 二〇〇五年四月、「丸山眞男先生と私」(追悼文)、 堀尾『自由の主体を求めて』(本の泉社、二〇一四年、 所収)参照)。

もうひとつ、息子さんが通っておられた明星学園のPTAに呼ばれて、話す機会があり、丸山夫人も聞いておられて、緊張した思い出も記しておきます。

V 現在の政治への射程

丸山さんの六〇年代までの議論をいろいろ紹介し てきましたが、亡くなったのは九六年で、現在の政 治の問題に対して丸山さんだったらどう対応するだ ろうかという、そういう思いでこれ以降のレジメを 作りました。九○年代以降の歴史修正主義、日本会 議の活動そして安倍内閣の出現。戦後レジームから の脱却と言い、新教育基本法を制定し、そしてあの 憲法は恥ずかしい、いじましいというような発言を する安倍さんの憲法認識って何なんだということ で、丸山さんは当然怒るだろうと思っていて、い ま再び「復初の説」を唱えるのではないかと私は 思っています。九条の会が発足したとき、これは 二〇〇四年ですけれども、加藤周一さんは、丸山さ んがいないことをことのほか残念に思ったのではな いかと私は思っているのです。これは推測ですけれ ども。

引き継ぐものとして

そして「引き継ぐものとして」ということで、この八・一五一私にとっては、やはり自分の青年期、大きな転換の時期でもあるわけですが、冒頭で言いましたけれども。それと日本の変化、そして世界の変化が重なっている時代です。

その八・一五を、私はあらためて「地球時代」という視点から見直す必要があるんだというふうに思っていて。九条の意味も、侵略戦争をやった日本がアジアへの謝罪を含めて九条を作ったのだという、歴史の視点も大事だし、二つに陣営の対立という国際政治社会のなかで中立、非同盟のシンボルとして重要だけれども、同時に地球時代という視点からこの非戦・非武装の憲法を読み直したらどういうふうに見えるだろうか。今こそ読み直せば、九条の意味がまさに現代的なものとして甦るのではないか

という思いで、実は九条の問題に取り組んでもきて いるわけですね。

もう時間がありませんけれども、この地球時代と いう言葉を使って、一九四五年の八月一五日、日 本にとってだけではなくて世界にとっての歴史的 な転換の時期区分として、「人類と地球の再発見の 時代」というふうに地球時代を呼ぼうと。当然環境 問題も含んで、地球の再発見ということがあるわけ ですから。戦争認識の大転換と、それから人間と自 然の関係の捉え直し、そして環境問題を意識した新 しい時代ということで一九四五年以降を見ていけ ば、九条も実はそういう新しい視点をも含んで読み 込むことができるし、九条の再発見というか、われ われ自身がどういうふうにその中身を豊かにするか ということで、まさに理念を通して現実を見ればど ういうふうに見えるのか、そして理念そのものも豊 かになっていくのだという、そういう視点から考え ております。実は私は遺言のつもりで『未来をつく る君たちへ―地球時代をどう生きるか』(清流出版、 二○一一年)という本を書いていて、「九条の精神 で地球憲章をつくるのがわたしの夢である。世界の みんながこの夢を持ち、そのために一歩を踏み出せ ば、夢は夢でなくなる」という文章でこの本は終 わっているのです。

レジメでは「わたしは地球時代の視点から「復初」つまり一九四五・八・一五革命の意味と憲法理念に立ち返って、なにをなすべきかを考えたい。「八・一五」とは敗戦と変革への象徴にほかならない。同時にそれは国際的視点から見ても、大戦争の終結と平和へ向けての決定的な転換点であった。人類と地球の再発見の時代としての地球時代が始まる。国連憲章、UNESCO憲章、世界人権宣言一この流れの中で、前文・九条を持つ日本国憲法も生まれたのである。それは二つの世界と冷戦、そして核時代の始まりでもあった。

顧みれば第一次世界大戦は戦争認識を変える転換点であった。空からの爆撃、毒ガスと地雷の地上戦、戦争の壮絶さを経験した人類は、まずアメリカで戦争そのものを違法と考える(outlawry of war)市民運動を始めた(そこにはJ.Dewey もいた)。それが支えとなって、不戦条約を成立させたのだった(一九二八)。ドイツ・ナチズムと日本軍国主義はそれを反故にしたが、ホロコースト(大量虐殺)と大量餓死の経験、そして無差別爆撃と核爆弾は、戦争

認識を決定的に転換させ、民衆の意識を変え、政治家の思考を変えさせたのだった。厭戦から非戦へ、 〈戦争は悪である、犯罪である〉、戦争犯罪を裁く国際的裁判も開かれた。戦争認識は決定的に転換したのである。国際法認識も変革を迫られている。

戦争放棄のみならず交戦権をも破棄した日本国憲法は、この流れにあり、その最先端にあった。その前文には世界の全ての人々の「平和に生きる権利」も謳われている。

憲法理念からすれば〈日米安保は憲法違反である。自衛隊は違憲である。集団的自衛権を認める安保法制は違憲である〉。

ならば憲法を変える以外にない。これが安倍政権 の基本認識なのである。

しかし丸山に倣って言えば、この理念を通して現 実を見れば、現実を変える運動こそが求められてい ると言わねばならない。そしてその根拠がもう一つ の現実の中に蓄積されてもきているのである」。と 書いておきました。

いまなすべきこと

そして、その引き継ぐ具体的なものとして、なす べきこととして私たちは戦争に反対し改憲を阻止す るために何ができるか。国際的にもまさに新しい出 来事として、核兵器禁止条約ができた、そして日本 にもそれにかかわってのヒバクシャや原水禁運動な どがあったではないかと。ICAN(核兵器廃絶国際 キャンペーン) の運動があり、フランシスコ教皇の 発言もあり、そして来年は核拡散禁止条約の会議に 合わせてアメリカで原水爆禁止運動の世界大会をや ろうという、そういう運動も予定されている。そう いう運動にどういう仕方でサポートするか、コミッ トするか。それから内側の問題として沖縄問題、原 発問題、そして九条を守る運動、これも歴史がある わけで、そういう問題につなぎながら、われわれの 運動を広げていくということが大事だろうと考えて ます。

9条地球憲章の会

その運動の一つに、九条の精神で地球平和憲章を作る運動があります。この会は、 2015年準備会、2017年3月「9条地球憲章の会」発足し趣意書発表、呼びかけ人140名で、賛同者は現在1000名[内80名外国人]を越えています。

2019年5月の研究総会で地球平和憲章[日本発] 案提示、2020年4月成案発表(補注参照)しました。

お渡しした資料〔趣意書〕に書いておきました。これはぜひ、読んでいただければ、九条がなぜ大事なのか、そして実は世界の人たちも九条が大事だと言っているというその情報が載っています。私たちが運動をはじめて、いろいろなメッセージをいただいたのですけれども、どういう人がどういうメッセージをくれたかということが書かれていますので、ぜひお読みいただきたいと思います³)。

この九条の精神で地球平和憲章をつくる運動も先生に報告したいことでした。

安保法制違憲訴訟の原告として

それからもう一つは、安保法制の違憲訴訟というのがあります。これはレジメの最後です。これはどういう裁判かというと、国家賠償請求の裁判と、スーダンへの自衛隊の派遣を差し止める、そういう二つの訴訟とがあるのです。全国二一の地裁で起こっていまして、原告が七七〇四人です。それから代理人が延べ一六八五人。これは弁護士さんです。これは延べ数ですけれども、それだけの弁護士がこの安保法制違憲訴訟にかかわっている。原告の数もすごいでしょう。私は国家賠償請求の方の原告ですが、安保法制が私個人に対して精神的にどれほど打撃を与えたかという、それを陳述で証明するという、そういう裁判にならざるを得ないのですね。

安保法制がその成立過程が立憲主義に反し、内容が九条に反するということを証明することはやさしいのですが。しかし違憲立法審査の制度はなく、提訴は国にたいする個人の損害賠償請求であり、提訴者の精神的打撃を証明しなければならない。原告側は平和に生きる権利、幸福追求権、人格権などを争点にした。

私の訴状のポイントは二〇一五年九月一九日に強行採決された安保法制立法によって、憲法と教育、平和教育の研究者として、また教育者として受けた精神的打撃を説明し、一三条の幸福追求の権利を侵し、学問と教育の自由を侵すことを強調したのですが、最後のところで提訴は私憤のみならず公憤からのものだと訴えたのでした。

そして、東京地裁の判決がこの一一月七日に出た んですね。私は実は、東京地裁の原告第一号という ことになっているのですけれども(笑)。それで裁 判の判決は、ご存知のように、訴えの利益がないと いう判決。私たちはすぐに控訴しました。

この東京地裁の判決はきちんと検討しなくちゃならない。ここには専門家もたくさんいらっしゃると思いますので。この判決で、とくに憲法一三条についての判断は、ぜひ細かく検討して批判を加える必要があると思っています。

私は法廷での陳述の中でも、実は丸山さんを使いながら、安保法制関連法によって政治や社会がどういうことになるか、やがてまた軍国時代が来るのではないか。丸山さんの軍国主義の定義を法廷でも使ってですね、民主主義が押し潰されている、そして科学技術が発展する、この科学技術と民主主義の隙間、シェーレに軍国主義が育つのだという。これは五〇年ごろに丸山さんが『政治学辞典』に書いた軍国主義の定義なのですよね。僕はそれを実は修論でも使ったのですけれども、今度法廷でも、丸山先生が軍国主義についてこう言っていることを紹介し、今の状況が続けばそういうことになるという危険性も裁判官としては考えながら判断をしてほしいと陳述したのです。

そして原告になったのは私憤、私自身の怒りであるけれども、これは公憤なのだと、公の怒りなのだということも強調したのです(参照、東京地裁法廷尋問記録二○一八年五月一一日一○頁、なお法廷に提出した陳述書は全文『季論』二○一八年秋号所収)。

しかし判決は、公憤はいらないんだと、私憤が問題なのだと。そして私憤としては、損害賠償として国家が補償するようなものでもないだろうという、分かりやすく言えばそういう判決になっているのですね。

私自身がその裁判を通して感じた一つはですね、日本の裁判制度で、個人の利益を侵害されたということでしか訴えられない。だから、安保法制が違憲だという訴訟は起こせないわけですよね。その問題は非常に大きいのです。教科書裁判も、家永さんの検定で受けた精神的打撃に対する学者としての損害賠償という、そういう裁判にならざるを得ないのです。だけど本質は、検定で歪められた教科書がいかに子どもたちの真理・真実を知る権利、学ぶ権利を侵すことになるかという、そこが問題なわけですよ。しかし、それを訴因として提起するわけにはいかないという日本の裁判制度の問題を、非常に強く、今度は私が原告として感じたわけです。

これは日本の裁判制度の問題を問わなきゃいけない。そして実は、コスタリカでは憲法裁判が起こせるのですね。ちょうどいま、ロベルト・サモラさんという若い弁護士が日本にきて、今日も実は別のところで講演をしているのですけれども。私はそのサポーターでもあるので、そっちにも行かなきゃいけないんですが(笑)。彼は実は、大学生のときに訴訟し、憲法裁判を起こして、勝訴しているのです。コスタリカの政府の政策が憲法に違反するという、そういう裁判が起こせる。日本もそういう裁判が起こせるようになれば、ずいぶん違ってくると思うのですね。裁判を起こす権利という問題も、もう少しみんなで共有しながら憲法裁判のあり方を考える、そういうことも、私がいま強く感じていることでもあります。

もう時間がきていますので、終わりにしなくてはなりませんが、特にこの「引き継ぐもの」ということで私自身がいまやっていることは、この違憲訴訟の原告。控訴しましたからまだ続きます。それから、九条の精神で地球憲章を作る運動ということで、これは資料に詳しく書いてあります。それから子どもの権利条約を根付かせる運動、これまでジュネーブに四回行っているのですが、みなさんもぜひサポートしていただければありがたい、お力添えを頂きたいと思っています。

地球と人類、平和と子どもたちのために力を合わせて進み続けましょう!

ということで終わりにいたします。有り難うございました。(会場拍手)

注

1) 丸山自身の言葉として記録に残されているものには 「僕はマルクス主義者にもコンミュニストにもならな かったけれども、若いときに決定的といっていいほど影 響を受けたのは、やはりマルクス主義だ」(『ユリイカ』 一九七八年三月号)、「私個人は、まさに学生の時から、 マルクス主義者、それも優秀なマルクス主義者を友人や 先輩にもっていたことはつくづく自分の学問をみがくた めには幸福だったと思っています。……たとえば、政治 というものと哲学とか経済学とかと関連させて見て行か ねばならないという習慣をつけてくれたのは、何といっ てもマルクス主義のおかげが大きい」

(「昭和思想史への証言」 『エコノミスト』 一九六六年八

月号所収)。いずれも笹倉秀夫『丸山真男論ノート』み すず書房、一九八八年、三三一頁。

一九五三年度のゼミで、学生の質問に、間を置きながら、aを強調しながら、a marxistといわれたのは、わたしの記憶違いではないであろう。

丸山は「フロイトなんかにだってマルクスが知らなかった問題はありますけれども、マルクスくらい、総合的にね、人間関係、社会関係の問題についての基礎理論というものを構築した人はいないですね。ウェーバーは、ぼくは偉いと思うけれども、やっぱり、断片的でしょ。ただし、マルクスほど体系的じゃないにしても、マックス・ウェーバーというのは最後の社会科学者だと思う」と話し、後は専門分化し社会科学者はいなくなったといい「マルクスからウェーバーへというものへ」の立ち返りを通して「悪しき専門化の泥沼」から脱する道もあると考えていた(丸山『自由について七つの問答』聞き手・鶴見俊輔他、SURE、二〇〇五年、一〇四一一〇五頁)。

丸山はこうも言っていた。「マルクス主義がいかに大きな真理性と歴史的意義をもっているにしても、それは人類の到達した最後の世界観ではない。やがてそれは思想史の一定の段階のなかにそれにふさわしい座を占めるようになる。そのとき、歴史的なマルクス主義のなかに混在していた、ドグマと真理とが判然とし、その不朽のイデー(人間の自己疎外からの恢復とそれを遂行する歴史的主体という課題の提示)ならびにその中の経験科学的真理とは沈澱して人類の共同遺産として受けつがれて行くであろう。ちょうどあらゆる古典的思想体系と同じように……」『現代政治の思想と行動』第二部追記(下巻、三七六頁)。

実は私も大学院にはいってから自分はa marxistだといってきた。そして疎外論を媒介しての人間の全面発達と主体形成論を軸に教育研究を模索してきた。マルクス主義教育学はマルクスの残した課題でありマルクスの教育についての片言を集めてもそれは教育学にはならないと考えてきた。

私のもう一人の師勝田守一(哲学)は総合的人間学としての教育学を志向し、私も人文主義から啓蒙・革命期のフランス思想に学び、デュルケームからブルデュへの文化教育社会学に学びワロン、ピアジェ、ヴィゴツキーの人間発達論に学んできた。デューイやフロイトからも。一五年前に発足した総合人間学会の第三代目の会長も務めた。初代会長は小林直樹先生で、小林さんは「丸山さんは導師であり同志だ」と語っていた。先生とはこんなこともお話したかった。ベートーベンの第九と九条につ

いてもお話したかった。シャンソンもご一緒に歌いたかった。

なお私の「丸山眞男に『人間と教育の思想』を読む」 (『丸山眞男手帖』第三三号、二〇〇五年四月、「丸山眞 男先生と私」改題、『堀尾輝久対談集自由の主体を求めて』 本の泉社、二〇一四年、所収)を参照されたい。

2)「超国家主義の論理と心理」(『世界』一九四六年五月号) 「軍国支配者の精神形態」(『潮流』一九四九年五月号) 「三たび平和について 平和問題談話会研究報告」(『世界』 一九五〇年一二月号)の第一章・第二章(丸山執筆) 「「現実」主義の陥穽一ある編輯者へ」(『世界』一九五二 年五月号)

「戦争責任論の盲点」(「思想の言葉」『思想』一九五六年 三月号)

「日本支配層の戦争責任」『現代史大系 7 真珠湾への道』 みすず書房、月報、一九五六年一二月、『丸山眞男集』別 券所収

「「スターリン批判」の批判―政治の認識論をめぐる若干の問題」「世界」―九五六年――月号)

「復初の説」一九六○年六月一二日、民主政治を守る講演会での講演、『丸山眞男集』第八巻所収

「憲法第九条をめぐる若干の考察」(『世界』一九六五年 六月号)

憲法問題研究会編『憲法を生かすもの』一九六一年、『憲 法と私たち』一九六三年、『憲法読本』上下、一九六五年 丸山『現代政治の思想と行動』上下、未来社、一九五六 年一二月、一九五七年三月

丸山『戦中と戦後の間 一九三六——九五七』みすず書房、 一九七六年

参考 石田雄『平和の政治学』岩波新書、一九六八年 今井伸英『丸山眞男と戸坂潤』論創社、二〇〇〇年 田口富久治『丸山眞男とマルクスのはざまで』日本経 済評論社、二〇〇五年

吉田傑俊『丸山眞男と戦後思想』大月書店、二〇一三 年

3)「9条地球憲章の会設立趣意書」および地球平和憲章 (2020.4.25)を資料として付記します。

「平和の文化と教育」に関心をもつ方の参考になればうれしいことです。なお堀尾「いま、憲法を考える―9条の精神で地球憲章を!」(『季論』二〇一七年夏号所収)も参照下さい。

[なお本稿は丸山眞男文庫の記念講演会 (2019.12.7) での講演記録 (「東京女子大学比較文化研究所付置丸山眞男記念比較思想研究センター報告」第十五号所収) に加筆し、新たに「地球平和憲章」関係の資料を加えて本紙に掲載させて頂きました。

このところ戦後教育と教育学の歴史に関して、また私自身の研究史についてヒアリングを受けることが多いのですが、私にとっては本稿は自分史の1側面であり、また私の研究関心の原点でもあり、現在の課題意識や研究活動の紹介にもなると考えています。若い方々の参考にして頂ければ有難いことです。(2020.5.20)〕

【資料1】 「9条地球憲章の会」設立趣意書

九条の理念で地球憲章を! 非戦・非武装の世界を実現するために!

この写真 [註]をご覧ください。これは月の地平に沈む地球です。日本の月探査機"かぐや"が月の両極を回りながら写したものです。宇宙の星くずのような存在でしかない地球、太陽系の一つの惑星。しかしなんと美しいのでしょう。そのうえに生存している人間と動物たち。想いは宇宙の際に拡がり、生命の起源から人類の未来に及びます。

それにしても、この地球上の人間どもの争いは、いつまで続くものなのか。カントの永久平和論を想い、憲法9条を地球時代、宇宙時代にふさわしいものとして地球憲章、世界憲章にまで高める運動が求められているのだと、この写真を前にして思わざるを得ません。70年前、日本は敗戦の廃墟の中から、戦争への反省と平和への願いを込めて戦争放棄を規定する9条をもつ憲法を制定しました。

その前文には

〈日本国民は……政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。……われらは、平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位をしめたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。……日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。〉

この第9条には

 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、 これを認めない。〉とあります。 1946年、憲法改正の政府案(3月6日)が発表された後、制定に関わった二人の要人の演説が思い出されます。

一つは当時の首相、幣原喜重郎の戦争調査会(3月27日)での冒頭演説:「かくのごとき憲法の規定は現在世界各国いずれの憲法にもその例を見ないのでありまして……戦争を放棄すると言うようなことは夢の理想だと考えるかもしれません。しかし原爆より更に強力な破壊的兵器も出現するであろうとき、軍隊をもつことは無駄なことなのです。」「今日我々

は戦争放棄の宣言を掲げ、国際政治の荒漠たる原野を単独に進み行くのでありますけれども、世界は早晩、戦争の惨禍に目を覚まし、結局私どもと同じ旗をかざして、遥か後方に付いてくる時代が現れるでありましょう。」

もう一つはそれから数日後、GHQ総司令官マッカーサーの対日理事会での開会演説(4月5日):「国策の手段としての戦争が完全に間違いであったことを身にしみて知った国民の上に立つ日本政府の戦争放棄の提案」は「戦争を相互に防止するには各国が国際的な社会、政治道徳の更なる高次の法を発展させることによって人類をさらに一歩前進させる新たな段階にあることの認識を示すものです。」「従って私は戦争放棄に対する日本の提案を、全世界の人々が深く考慮すること提唱したい。道はこれしかない。国連の目標は賞賛すべきものだが、その目標も、日本がこの憲法によって宣言した戦争する権利の放棄を、まさにすべての国が行ったときに始めて実現されるのです。戦争放棄は全ての国が同時になされなければならないのです。」

後年、マッカーサーは憲法調査会会長高柳賢三の質問に書簡で答えて、「あれ (9条) は幣原首相の先見の明とステイッマンシップと英知の記念塔として朽ちることはない」(1958.12.5) と述べています。

その憲法前文は〈日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的 を達成することを誓う〉と結ばれています。

それから年が経ちました。

この間日本は平和憲法のもとに平和産業を中心に経済復興を遂げ、憲法の精神にのっとっ た平和教育を進めてきました。しかし他方、憲法は占領軍によって押し付けられたものとし とりわけ沖縄への基地の集中を許し、米国の核の傘のもとで、9条の枠内で専守防衛にあた るものとして自衛隊が拡大されてきました。武器の生産と輸出にも触手を伸ばしてきました。 従来の政府見解をも変えて集団的自衛権を容認し、 従来の解 6 釈改憲での現状追認が無理だとなれば、条文改正(改憲)への動きも強まるでしょう。 民主主義の行き過ぎ是正が言われ、日米安保条約のもと、 それを違憲とする訴訟も提起されています。 をめぐる憲法状況はきわめて危険なものとなっています。 の安保法制の成立は、 海外派兵を可能とするものであり、 た政憲論が繰り返され、 (2012) 昨年(

1945年第2次世界大戦の終結前後、反戦・平和のうねりのなかで国連憲章がつくられ、世界人権宣言が出され、UNESCOが活動を開始。国際理解と平和へ向けて大きく動き出すかに見えました。しかし国際政治の現実は、米ソ対立を軸に二つの世界の緊張が長く続い

ています。ベルリンの壁に続くソビエト体制の崩壊後はUSAを中心とするグローバリゼーションが進みますが、9・11、アフガニスタン侵攻、イラク戦争、中東不安とバックス・アメリカーナの矛盾が露になり、東アジアでも米中の勢力争いと北朝鮮の冒険主義もあり、日本でのナショナリズムの膨張もあって、緊張が高まっています。

しかし、この間、大戦後の世界平和の理念の実現を求めてアジア・アフリカ・ラテンアメリカでの非同盟・中立の運動があり(例バンドン会議)、科学者たちのバグラシュ会議が重ねられ、国連でも軍縮会議がまたれ、UNESCOも軍縮教育会議、国際平和年そして国際平和文化年をもち、セピリア宣言(非暴力)をはじめ文化の多様性宣言を重ねてきました。学習権宣言や子どもの権利条約、そして未来世代への責任宣言、さらに環境破壊に抗して持続的社会を求める国際的運動も、平和を環境問題と結び、未来世代の権利の視点と結んで豊かに捉え直す視点を提示してきたと言えます。いわゆる第3世界における地域的非軍事同盟と連帯の動きも活発です。非核のための国際会議も長い歴史を刻んできました。

これらの動きのなかで求められてきた新しい秩序理念を「平和と共生」(あるいは平和・人権・環境・共生)と表現することが出来るのではないでしょうか。そしてそれらを貰くものは"戦争はご免だ!"という感情であり、"戦争は悪だ"とする認識です。戦争は貧困・抑圧・暴力・自然破壊の集約的表現です。

振り返ってわが国の歴史を見れば侵略戦争と敗戦、そして前文と9条を持つ日本国憲法の下で、この70年、外国の軍隊と殺し殺されることのない希有の歴史を綴ってきました。 改憲と再軍備を求める動きに抗して、憲法を護り根付かせる運動もくり返され、原水爆禁止、日米安保反対、ベトナム戦争反対、イラク派兵反対そして「9条の会」の全国的広

がりは、改憲そのものの提起を断念させ、解釈改憲の道を余儀なくさせてきました。

国際的にも、ハーグ世界平和市民会議 (1999) や、世界社会フォーラム (2001) に参加、東京、大阪で 9 条世界会議を開催 (2008) して、 9 条の重要性を訴えてきました。「9 条の会」がノーベル平和賞候補にノミネートされた (2015、2016) ことや国連での「平和への権和宣言」の動き (2016) も、9 条を護る運動を励ましてくれています。

この間 9 条は平和を求める心ある外国人からも認められ評価されてきたのです。その方々の中には歴史家のトインビーやシカゴ大学の元総長ハッチンズ、生化学者でノーベル質のセント=ジェルジュ、ノーベル平和賞のアリアス元コスタリカ大統領などがいます。アメリカに「9 条を広める会」をつくったチャールズ・オーバービー氏や、思想家のノーム・チョムスキー、映画「日本国憲法」を作ったジャン・ユンカーマン監督もいます。ハー

グ世界平和市民会議では世界の「各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」という項目がアジェングの第一に掲げられました。中東で働いた経験を持つ商社マンはアラブ圏の人々に親日感情があるのは戦争をしない日本だからだと言ってくれるといいます。そのことはバキスタンそしてアフガニスタンで活動している中村哲さんの国会での実感をとおしての証言でもありました。

9条は「アジア2千万の機牲者にたいする国際公約だ、軽々に変えてはならない」というアジアの人々の声も忘れてはなりません。東アジアの緊張緩和のためには、抑止力に頼るのではなく、9条を軸とする平利外交こそが求められているのです。

わたしたちはさらに、9条は環境・共生の思想とも親和的であることも含めて平和の思想を豊かにしていきたいと思います。9条は一国の平和だけでなく世界の平和を求めるものであり、それなくして、一国の平和も保てないことについても自覚的なのであり、まさしく積極的平和主義なのです。9条の精神を世界に拡げなければ、その平和主義は完結しないのです。

そして、いま、その9条が危機にあることを、わたしたちは広く訴えねばなりません。 日本を救うために、そしてそれは世界を救う道なのではないでしょうか。 この間、ハバーマスとデリダが平和について共同声明をだし、カントの永久平和論に帰れと述べましたが、日本国憲法はこの理念を憲法原則として発展させたものです。

「永久平和は空疎な理想ではなく、われわれに課せられた使命である」(カント)。そのカントの思想を憲法にまでたかめたものこそが日本国憲法の前文および9条ではないでしょうか。9条には世界政治を変える力が秘められています。前文の結語の通り、9条をもつ地球憲章は夢ではなく、それを実現することは、わたしたちの使命です。

そのために、①まずは日本で、9条を守り根付かせる運動を強めたい。

②それを支援してくださる国内外の人々の署名やメッセージをいただきたい。

③さらにその思いを地球時代にふさわしい「9条の精神をもつ地球憲章(世界憲章)」創り上げる世界の協同作業の始まりとしたい。

④その成果を国連での活動や決議に活かしたい。

⑤構想さるべき地球憲章は世界各国の国民と政府が、国政と外交の原則に日本国憲法の非職・非武装の精神をとりいれて人類と地球を守る施策を求めるものです。

以上のアピールは平和のための地球憲章が必要だと考える各国の個人と団体に共有され、 そのための活動に利用される為のものです。各国で独自のアピールづくりへの取り組みに

も参照されることを期待しています。(2017年3月15日)

注記 冒頭の写真は次の地球平和憲章の写真と重なるので省略した。(堀尾)

[資料2] 「地球平和憲章

「呼びかけ人、賛同者の皆さまへのご報告」

2020年 4 月26日

「地球規模で新型コロナウイルス感染の猛威が拡大しています。そのなかで、残念ながら5月23日に予定していた本会の研究総会・シンポジウムも無期延期せざるをえなくなりました。皆さまご存知のように、私たちの会は2017年3月に9条地球憲章の会設立「趣意書」を発表して活動を開始し、昨年5月の研究総会で「地球平和憲章」の骨子を提示しました。そこで頂いた貴重なご意見を基に、その後も公開研究会を重ね、世話人会とワーキング・グループで「地球平和憲章」(日本発モデル案)の完成に取り組んできました。

その結果、ようやくこの4月55日に、世話人会の了承を得て、研究総会を待たずにその最終版として纏めることができましたので、今回皆さまにお送りします。表紙に内容が凝縮されていると思いますが、どうぞ全体をお読みになり、細部についてもご意見・ご感想を頂ければ幸いです。

この間の新型コロナの脅威については、私たちの「地球時代」という視点、とりわけ自然と人間の共生の視点の重要さについていっそうの確信を深め、「地球平和憲章」案の中にもその視点を書き加えましたが、なお充分に表現できていないもどかしさも感じています。この点については、新自由主義的経済格差のグローバリゼーションに抗う全人類的な新たな協同や連帯などの問題と共に、今後の公開研究会、そして地球平和憲章の「解説版」づくりのなかで、深めていきたいと思っています。そうした点も含め、研究会のテーマや会のあり方について、今後ともご意見をお待ちしています。

この4月末には、ニューヨークでの国連NPT(核不拡散条約)再検討会議に合わせたNPOの世界大会で、私たちも日本反核法律家協会との共催で「核兵器も戦争もない世界を:地球平和憲章の提案」という報告を予定していましたが、中止となりたいへん残念でした。今後とも、国内での改憲を許さない運動と同時に、核兵器禁止条約の批准・発効を求める国際的な運動と共にあり続けたいと思います。

今後は、呼びかけ人・賛同者の皆さまと共に国内での賛同の輪をさらに拡げる活動の強化 に加え、英語版の完成を急ぎ、続いて各国語版 (アラビア語も含め) を作り、国際的な賛同

を呼びかける活動、とりわけ北東アジア、そしてコスタリカとの連帯の強化が求められています。公開研究会も重ねていきます。オンラインでの交流も活用したいと思っています。今回お送りする地球平和邀章日本発モデル案は、ホームページにも掲載しておりますので、併せてご覧ください。https://www.9peacecharter.org ご意見ご感想は、メールにて本会事務局宛てにお寄せください:9globalpeace@gmail.com

9条地球憲章の会代表 堀尾輝久、 事務局長 目良誠二郎

I 型 対

地球上のすべての人びとに平和に生きる権利を

地球平和憲章

(日本発モデル案20204.25)

- 地球時代の視点から9条理念の発展を



からないのまの一つ この物味の上でながやいは起えず いつまで表やを触げるのか



2) 国際法の発展と新しい国際秩序の形成

9 分子の 本本語 (東京) 19 年 日本 19 日本

1) 人類最大の夢は、世界から戦争をなくすこと

かつて、戦争は政治の延長であり、敵・味方の関係が生じることは不可避的であり、文明の発展を促すものだという「通念」がありました。しかし戦争の利益のほとんどは支配者層が独占し、戦争の犠牲は民衆(特に弱者)に最も多くのしかかるのが実情です。

人類の歴史は、戦争の歴史でもありましたが、平和希求の歴史でもありました。戦争は、 人間が始めたものであるとすれば、人間自身によってなくせないはずはない。そう考えた人 間の平和への希求と、戦争廃絶の努力がこれまで積み上げられてきました。とりわけ2つの 世界大戦、壮絶な地上戦と核による破壊を体験した人類は、戦争認識を変え、パリ不戦条約 そして国連憲章を、日本では平和憲法を生みだしました。平和を希求する人々は、戦争は悪 であり、遠法であると捉え、戦争がなぜ起こるのかを問い、平和をかけがえない価値として 希求してきました。夢は理念となり、理念を実現させる取り組みが始まっているのです。

2) 地球時代の視点から

戦争は人間を殺傷し、地球環境を破壊します。とりわけ核兵器は地球上の生命の消滅をも予見させるものでした。私たちはこれらの認識の共有を通して、第2次世界大戦が終わった1945年を画期とし、「人類と地球の再発見」の時代として捉え直し、現代を「地球上に存在するすべてのものが一つの絆で結ばれているという感覚が地球規模で共有されていく時代」としての地球時代の入り口にあると自覚したのです。

また、新型コロナ・ウイルス禍の世界への広がりは、私たちの人類の一人としての意識を地球規模で共有させたのです。

この事はまた、核の脅威とともに、生物化学兵器の使用はもとより研究・開発のおぞましさを突きつけてくれているのです。

地球時代は二つのグローバリゼション--核の脅威と地球環境破壊そして経済格差のグローバルな拡大か平和・人権・共生[人間同士・人間と自然]のグローバルな享受か...のせめぎ合いのなかにあるのです。

この間、普遍的人権はもとより平和的生存権、環境への権利の思想が生まれ、国と国、 人と人はもちろん自然と人間の共生の思想が育ってきました。環境への権利の中には脱原

発の視点も含まれています。国連では平和への権利宣言そして核兵器禁止条約も成立しました。さらに、ジェンダー平等と子どもの権利の思想が未来世代の権利、地球市民の権利と新たな連帯の視点と重なって深まってきている事も重要です。

国連事務総長はこの新型コロナパンデミックの危機に、戦争などしている場合ではない、 世界の貧困層の救済対策が必要な時だと訴えています。 私たちは、国連憲章の精神と日本国憲法の理念に基づき、さらにそれを地球時代の根点から発展させて、「私」と「あなた」、「わたしたち」の意識を「世界の人々」、「人類」へと繋ぎ、平和と幸せを希求する世界のすべての人々と力を合わせて、非戦、非武装、非核、非暴力の世界、平和に生きる権利の実現した世界を求めます。人類と地球を護り、この地球を全世界の人々が故郷と思える時代を創りたい。それを実現することは人類の使命なのです。

3) 日本からの発信

敗戦と廃虚のなかから生まれた日本国憲法は、前文で世界のすべての人々の平和のうちに生存する権利を明記し、9条で非戦・非武装を宣言しています。これは日本国民自身への誓い、そして海外への国際公約でした。

アジア諸国への非道な侵略と加害への反省と、日本国民の無差別爆撃と原爆被害のなかで厭戦と、もう戦争はしないという非戦の誓いとしてうまれた憲法は、カントの永久平和の思想につながり、第一次大戦後の戦争を違法とする運動、そして不戦条約、さらに国連憲章の理念につながるものです。私たちの地球平和憲章の提案は世界の先人達の願いをつなぎ、さらに地球時代の視点から発展させるものだと考えています。

世界の紛争が絶えず、国内外の改憲への圧力のなかで、この70年間余り、この平和憲法のもとで、戦闘で一人も殺し殺されることがなかったことを誇りとし、憲法を守り抜くためには国際的な理解と支援が不可欠であることも学び知りました。平和を求める声も世界に広がり、9条への関心と認識も深まり、いまや9条は世界の宝だといわれることも多くなってきました。

私たちの運動はこれらの視点から、日本国憲法の前文・9条を読み直し、その歴史的、 現代的意義を捉え直し、人類と地球環境を護るために、世界にむけて発信する思想変革の 運動であり、世界と繋がる連帯の運動によってその思想を地球平和憲章に結晶させること おしまえて、ます

I-1 理念・原理

私たちは戦争に反対し、非武装、非核、非暴力の世界を求めます。地球上のすべての人々 に平和に生きる権利を実現し、人類と地球環境を護ること、それは人類の使命なのです。

1) 非戦

人類の歴史は戦争の歴史でもありました。戦争の主要な原因は人間の本性にではなく、 領土や市場と資源の争奪などの巨大な経済的利害をめぐる争いにあり、その背後には「軍事産業」「軍産複合体」「死の商人」などがあります。 権力欲と支配欲が軍事力の競争を生み、緊張を生み出し、攻撃と復讐の連鎖を生みだしてきました。しかし、二つの世界大戦を通して、人類は戦争のおぞましさを学び、戦争認識を変え、戦争は悪であり、違法であると認識するようになりました。「戦争をしない」「不戦」ではなく「戦争をしてはいけない」(非戦〕のです。紛争の解決は国連の仲裁と平和を願う民衆(市民)に支えられた、話し合い(対話)の外交交渉以外にはありません。

- ・戦争は人を狂わせます。人間性を奪うものです
- ・戦争は人殺しです。殺し合いです。
- ・戦争は国民に目隠しをし、自由を奪います。
- ・戦争は常に"正義"の名のもとに、"平和"のために、"自衛"のために、を口実におこなわれます。
- ・戦争で平和をつくることも護ることもできません。
- ・内戦も戦争です。対テロ戦争も戦争です。
- ・戦争は最大の環境破壊です。
- あらゆる武力の行使も武力による威嚇も許されません。たとえ人道目的であっても、武力介入で問題を解決することはできません。
- ・今や、戦争は違法であり、犯罪であり、条理に反し、人道に背く、絶対悪であると言わ ねばなりません。

2) 非武装・非軍事化

国家が軍隊を持つことや武装することは絶対に必要なことなのでしょうか。他国を侵略することは禁止されていますし、防衛のためであっても、他国にとっては武力による脅威となります。また、軍備の増強は軍事的緊張を高めます。このような弊害をなくすためには軍備を撤廃することが最も効果的です。このような完全軍縮を目標にしない限り、軍事力による戦争の危険はなくなりません。完全軍縮は日本の憲法9条だけが言っているのではなく、国連やユネスコなど国際社会においても国際的な目標とされていることなのです。

- ・軍隊は解散しなければなりません。軍隊を廃止することは、戦争を防止するための最良の手段です。軍隊の存在が他国に脅威を与えることを忘れてはなりません。
- ・軍拡や軍事同盟による抑止力は、かえって戦争の危機やさらなる軍拡競争を招きます。
- 集団的自衛権は認めません。軍事衝突が拡大することにつながります。
- ・外国軍の基地も駐留も認めません。また、海外に軍事基地をつくることも認めません。 軍事同盟は結ばず、平和友好関係を築き、敵を作らないことです。
- 核兵器や生物化学兵器やサイバー兵器はもちろん、あらゆる武器の研究開発、製造、保有、輸出入を禁止します。
- ・軍事費の増大、産・軍・学の協同、軍事優先のメデイアなどあらゆる軍事化に反対します。・完全軍縮を目指して、各国の軍隊は、軍事組織から警察組織へ、そして災害救助や人道的な援助の組織に変えるべきです。現在軍隊のある国は、国外での武力の行使はもとより威嚇もしてはなりません。

3) 非核

核 (nuclear) は人類や地球と共存できません。核の軍事利用である核兵器だけではなく、その民生利用である原子力発電も、人類そしてすべての生命体の生存と両立しない重大な問題を孕みます。核は非戦、非武装、平和に生きる権利とは両立しません。

- ・核兵器は、生物化学兵器と同じく、人類史上最悪の残虐で非人道的な大量破壊、大量殺
- ・核兵器保有国の核抑止力政策は抑止力競争を生み、危機を高め、他方で非核保有国への 恐怖による支配となります。

- 核兵器禁止条約は人類の願いです。
- ・核実験や 原発よる放射能汚染は半永久的なものです。
- ・原発の廃棄物は核兵器の原料です。核廃棄物は未だに安全な捨て場がないのです。
- ・核廃棄物は地球を汚染し、人体を触みます。

4) 非暴力

暴力は、平和に生きるべき人間の生存と生活に相反します。暴力は、人間の身体と感性、 さらに理性と尊談を傷つけ、破壊し、平和で自由な社会の実現を妨げます。人類が平和に 生きるためには、それを妨げるあらゆる暴力に抵抗し、克服していかなくてはなりません。 しかし、暴力を暴力によって克服することはできません。それは暴力の連鎖を生むだけで す。暴力を真に克服するためには、市民による非暴力の抵抗などの不断の努力が必要です。

- ・戦争は人間と地球環境への最大の暴力です。
- ・核戦争は人間と地球環境への究極の暴力です。
- ・核兵器による威嚇で戦争をなくすこともできません。それは核軍拡競争と核戦争の危機を生み出すだけです。
- ・貧困、格差と差別として現れる社会の抑圧的構造も、平和に生きるべき子どもたちの成長・発達と市民の生活を妨げる大きな暴力です。
- ・そうした構造的暴力は、国際的なテロの温床にもなります。
- ・米国に代表される銃社会は、無差別大量殺人を含む多くの子どもや市民への深刻な暴力を生んでいます。世界中で銃規制を徹底させましょう。
- ・戦争を美化し、扇動する「暴力の文化」に対して、「平和の教育」と「平和の文化」で子どもたちを育て、市民の連帯を励まさなければなりません。
- ・家庭、学校、職場、公共空間など、日常・非日常を問わず子どもたちと市民の生活のあらゆる場面から暴力を一掃しなければなりません。
- ・いっさいの戦争と共に、死刑を含む国家の暴力、構造的暴力、市民生活における暴力を一掃する積極的平和の実現をめざしましょう。
- ・地球上に永続的な真の世界平和を実現するため、非暴力と積極的平和の思想と行動をさらに豊かにしましょう。

5) 平和に生きる権利

非戦、非武装、非核、非暴力の思想は、国と国の平和的な関係だけでなく、すべての人々の平和に生きる権利に収斂されるものです。

- ・平和とは、単に戦争がない状態だけを言うのでなく、恐怖と欠乏に苦しまない状態、安全な地球環境や健康を享受できる状態をいいます。
- ・平和に生きるとは、生きていることを歓びと感じ、苦しみのなかにあっても、支え合い共に生きていることをいいます。
- ・平和に生きる権利は、生命と生存、個人の尊厳と幸福追求の権利を核とする個人の基本 的人権です。
- ・平和に生きる権利は、あらゆる人権の基底をなす権利です。
- ・平和は、単なる理念や政策の一つにとどまるものでもなく、権利としても保障されるべきものです。平和に生きる権利は、国や国際機関によっても侵されてはならない人権としての性質を持つものです。
- ・平和に生きる権利を侵害する法律・政策・予算並びに国際合意はすべて無効とされるべきものです。
- 私たちは、平和に生きる権利を実現する政策を国や国際機構に要求することができます。
- ・平和に生きる権利は、世界が戦争の恐怖や暴力と貧困から解放され、地球環境の変化に世界の国と市民が協力することなしには実現しません。
- 世界が平和でなければ、一国の平和もなく、国が平和でなければ、一人の平和もない。 そして私たちが平和に生きることができなければ、国や世界は平和ではないのです。そして、それにふさわしい人間観・社会観・人類観が求められているのです。

II-2 人類の夢を実現するために

1) 平和の文化と教育

非戦・非武装・非核・非暴力の国家と国際社会を築き、平和に生きる権利を実現し、未来世代の権利に応え、持続可能な地球環境を護るためには、平和のための教育と平和の文化の創造が不可欠です。一人ひとりの人間がこれらを実現する担い手であり、その知的協働と精神的連帯の上にこそ、平和は築かれるのです。

- ・平和に生きる権利は平和の教育を通して根付き、平和の文化の中でこそ豊かになるのです。・「平和の文化」とは、「戦争と暴力の文化」の対極にある人間性ゆたかな文化です。
- ・「平和の文化」は、地球市民が、グローバルな問題を理解し合い、非暴力で紛争を解決する技能を持ち、人権と公正のもとに生き、文化的多様性を理解し合い、地球とそこに生きる全てのいのちに関心を払うときに創りだされるのです。
- 「平和の文化」につながる価値観、態度、行動様式は、家族と地域での生活を通して育まれるとともに、学校での平和教育によって獲得されるものです。
- ・平和教育は、平和な国家、平和な国際社会の担い手を育てます。そのためにも世界の子どもたちと教師には、たがいの対話と交流が保障されなければなりません。
- ・地球時代の平和教育とは、戦争と平和の歴史を学ぶことによって、人類と地球を再発見し、地球時代における戦争違法化の意義を学び、人権と社会正義、自然と人間の関係への認識を深め、平和への確信を育てることです。
- ・平和学習の機会はあらゆる場所で保障されなければなりません。
- ・平和教育の核心は日常的に平和を愛し、暴力を憎み、平和に生きる権利を自覚し、平和の文化を担い、創りだす主体を育てることです。

2) 国際法の発展と新しい国際秩序の形成

非戦・非武装・非核・非暴力の世界を実現するためには、そのための国際環境をつくっていくことが必要です。戦争や平和の問題は、基本的には国家間関係の問題です。国際法は国家間の合意によって作られますが、国家の意思はその国に生きる市民によって作られます。 平和を求める市民の声を、国境を越えて強めていくことが、非戦・非武装・非核・非暴力の国際秩序の形成につながります。

- ・現代世界では国連憲章の下で、狭義の戦争にとどまらず、武力による威嚇や武力の行使が原則として禁止され、国際紛争を対話と法によって平和的に解決することが義務付けられています。
- ・国連の設立目的に立ち返り、国連の名を借りた軍事介入を廃し、国際司法裁判所をはじめとする紛争解決機関の役割を高めていくことが必要です。
- ・国連を中心とする世界レベルの動きと並んで、地域レベルでの非核化も進めなければなりません。北東アジアにも非核地帯を設定し、「平和の共同体」を築くことをめざします。

- ・戦間期に締結された不戦条約は、戦争の違法化を求める市民運動の成果でした。現在に至るまで、マイノリティや女性に対する差別の撤廃、子どもや障害者の権利の実現、完全軍縮や恒久平和を求める市民運動が、国際法規範として実を結んできました。国連での平和への権利宣言や核兵器禁止条約を成立させた力でもありました。
- ・各国の政府に対して、平和に生きることを望む市民の声に耳を傾け、民主的過程を通してその実現を図ることを求めます。平和への権利宣言を条約にし、核兵器禁止条約を批准することを求めます。
- ・私たちの地球平和憲章も、非戦・非武装・非核・非暴力の新しい国際秩序の形成を目指す国際市民運動です。